

学生生活支援 ハンドブック

学生生活支援 ハンドブック

日本私立短期大学協会
学生生活委員会
平成24年11月

日本私立短期大学協会
学生生活委員会

はじめに

学生生活委員会では、平成22年～23年度の2か年にわたり、学生関係部署に配属された教職員の皆さんにとって、学生関係部署の仕事がどのようなものであるのかを理解していただく手助けになればと考え、学生生活支援ハンドブックを作成することとしました。

この2年間、毎年秋に実施している「学生生活指導担当者研修会」において交わされた議論や約3万人の短期大学生から回答を得た「学生生活調査」、また会員短期大学300校の学生生活担当者から寄せられた「学生生活指導・支援に関する実態調査」などの情報をもとに、大きく掲げた4つのテーマ、すなわち『大学主体の活動』、『課外活動』、『心身の健康』、『福利厚生』について、各委員が分担して執筆を行い、学生生活委員会にて総括の議論を進めました。

学生生活担当部署の仕事は、学生の生活支援、学習支援、就職支援など多岐にわたります。それだけに限られた範囲の仕事をこなせば十分というものではありません。学生の生活全般を支援するという立場から、それぞれに設置された専門部署との連携・協力がかせませません。

社会情勢や経済環境の著しい変化のなかにあって、学生をとりまく生活環境は常に変化し、予測困難な状況も多々見受けられます。

短期大学に入学してきた学生が、卒業するまでの2年ないしは3年の短い期間に、いかに充実した学生生活を送り、社会に巣立っていくことができるか、我われ担当者は常に学生に寄り添い、指導・支援していく立場にあります。まず学生関係部署の仕事の内容を把握し、様々な行事や交流を通して、学生が短期大学生としての誇りと自信を実感しながら、心豊かな学生生活をおくるためのサポートができるよう、担当者としての資質を向上させ、真摯に職務を遂行していくことが望まれます。

本ハンドブックが学生生活担当者にとっての手引きとなれば幸いです。

平成24年11月

日本私立短期大学協会
学生生活委員会

はじめに 1

I 大学主体の活動

1 フレッシュマンキャンプ 6
「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から 6
Q & A 11
2 マナー教育 13
「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から 14
3 卒業祝賀会・謝恩会 19
「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から 19
4 教職員のスキル向上 23
「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から 24
Q & A 26
5 大学における危機管理 28
「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から 28

CONTENTS

目次

II 課外活動

1 自治会・学友会・学生会活動 36
現状と課題 36
学生組織の事例 38
具体的な取組み 38
今後の支援のあり方 40
Q & A 41
2 新入生歓迎行事 42
現状と課題 42
具体的な取組み 43
今後の支援のあり方 44
Q & A 45
3 クラブ・サークル活動 46
クラブ・サークル活動の実態 46
支援の現状 48
活性化の取組み 49
今後の支援のあり方 51
Q & A 52

III

心身の健康

1 学生相談 70
現状と課題 70
具体的な取組み 73
今後の支援のあり方 75
Q & A 77
2 健康管理 79
現状と課題 79
具体的な取組み 80
今後の支援のあり方 81
Q & A 82
3 心身の健康に係る教職員および学生への啓発 84
現状と課題 84
具体的な取組み 85
今後の支援のあり方 87
Q & A 88

4 大学祭・体育祭 53
現状と課題 53
具体的な取組み 55
特色のある事例 57
今後の支援のあり方 57
Q & A 58
5 ボランティア活動 59
現状 59
実施状況 59
諸問題 60
具体的な対応・取組み 63
特色のある事例 64
今後の支援のあり方 65
Q & A 66

IV

福利厚生

1 経済的支援	90
奨学金(学内奨学金・外部奨学金)	90
Q & A	92, 93, 95
授業料などの減免制度(経済的困窮・災害など)	97
授業料の延納・分納制度	97
Q & A	98
2 生活支援	99
学生寮(運営・管理形態)	99
Q & A	103
アパートの紹介	103
マンション・アパートとの提携	104
Q & A	104
3 厚生施設の充実	105
バリアフリー	107
4 災害被災学生に対する経済的支援制度(H23委員校調査)	108
5 学費未納者への対応	114

【参考資料1】 学生生活指導・支援に関するアンケート 122

【参考資料2】 学生生活に関する調査 133

ハンドブック編集委員一覧 135

I

大学主体の活動

- 1 フレッシュマンキャンプ
- 2 マナー教育
- 3 卒業祝賀会・謝恩会
- 4 教職員のスキル向上
- 5 大学における危機管理

1 フレッシュマンキャンプ

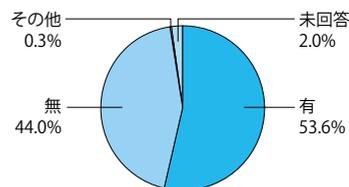
フレッシュマンキャンプは、学生が2年間、快適・充実した生活を送るための入り口として大変重要な行事です。行事が多くなれば、その分教職員の負担や困難が伴うこととなります。また、けがや事故などを心配するあまり、実施しない方がよいという考え方もあるかもしれません。しかし、クラブ活動の参加や集団での生活が少なくなってきた学生の現状を考えると、入学して間もない新生がどのような不安や悩みをかかえ、これをどのように解決していったらよいかということについて、上級生や先生方からアドバイスを受け、スムーズな学生生活を送るための初年次教育のひとつとして、フレッシュマンキャンプは大変重要な意味を持っています。

実施校の例などから、どのような問題点があり、またこれらを解決することでどのような効果が期待できるかについて考えていきます。

「学生生活指導・支援に関するアンケート」※の結果から

1. 実施の有無

フレッシュマンキャンプについて、「実施」が53.6%、「実施していない」が44.0%で、実施している短大の方が上回っています。

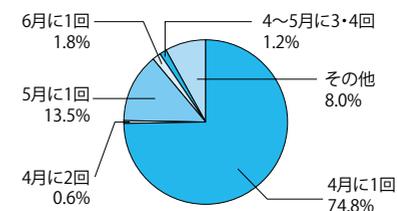


フレッシュマンキャンプ以外に、導入教育プログラムとしては、オリエンテーションやガイダンスなど、学内での説明会、アドバイザーなどの担任制、短大主催の講習会など、授業以外のプログラムで対応しているところもあります。

※「学生生活指導・支援に関するアンケート」：平成23年7月、会員短大を対象として、学生生活委員会により実施（後掲〈調査票〉参照）

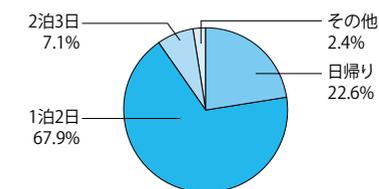
2. 実施時期

フレッシュマンキャンプの実施時期は、4月から5月にかけて1回実施しているところが88.3%と多く、6月までに及んでいるところや複数回実施しているところもありました。年度始めに実施することは、学生の友達作りや学生生活に慣れるなどの狙いがあるものと考えられます。複数回実施しているところでは、学事日程に組み入れ、必修科目としているところもあります。



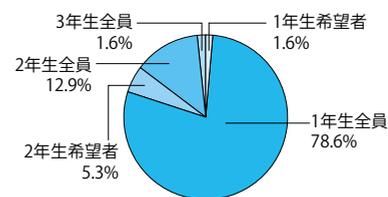
3. 実施日程

フレッシュマンキャンプの日程に関しては、「1泊2日」67.9%、「日帰り」22.6%の順であり、寝食を共にすることにより、お互いの信頼関係が生まれる効果を期待していると考えられます。一方、他人との係わりがうまくできずに、他人と一緒に宿泊できない学生がいること、あるいは費用や授業回数確保の問題などを考慮して日帰りで実施しているところもあります。



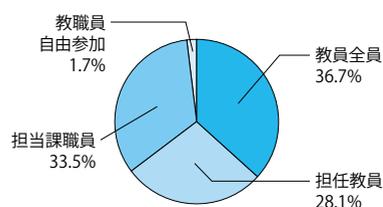
4. 参加学生

フレッシュマンキャンプへの参加学生は、「1年生全員」が78.6%と最も多く、主体を1年生にしています。なお、少数ですが1年生全員ではなく希望者を募り実施しているところもあります。また、2年生が1年生の世話をするというプログラムで実施している短大も見受けられます。



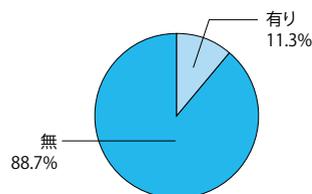
5. 引率教職員

フレッシュマンキャンプの引率は、「教員全員で引率をする」が36.7%、「担任教員のみ」が28.1%、「担当課職員が同行する」が33.5%でした。学生たちが教職員の名前と顔を覚えてから授業に入ることの利点を考慮して、可能な限り多くの教職員で引率するのが望ましいと思われます。



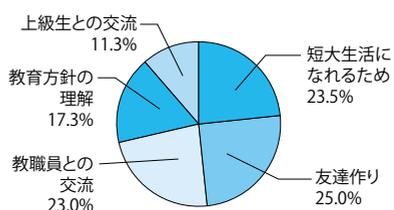
6. 単位化の有無

フレッシュマンキャンプの単位化については、「有」が11.3%、「無」が88.7%で、多くの短大では単位化をしていません。オリエンテーションや合宿などの授業以外のプログラムとして実施しているケースが多いと考えられます。なかには必修授業として目的を明確にし、単位化をしている短大もあります。



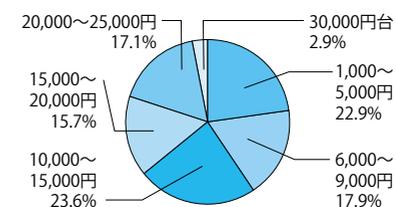
7. 実施目的

フレッシュマンキャンプの実施目的は、「友達作り」25.0%、「短大生活になれるため」23.5%、「教職員との交流」23.0%の順となっています。学生生活を送るうえで友人の影響は大きく、入学後間もない時期に気のあう友人を探し、学生生活を豊かなものにしたい、あるいは先生方との交流を深め、早く学生生活に慣れるといったことが主な目的となっています。



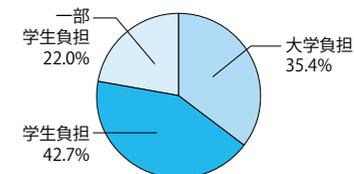
8. 実施経費

フレッシュマンキャンプにかかる経費は、「10,000円未満」が多く40.8%、ついで「15,000円以上」が35.7%、「10,000円から15,000円」が23.6%となっています。費用や日程などの面から学内の研修施設を利用したものが多く、それ以外としては一般のホテルを利用して実施している短大が多いようです。



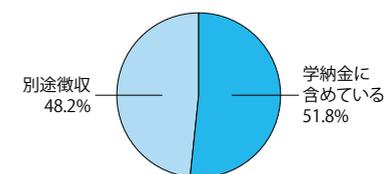
9. 経費負担

フレッシュマンキャンプの経費は、「学生負担」が42.7%、「大学負担」が35.4%、「一部学生負担」が22.0%の順となっています。



10. 徴収方法

フレッシュマンキャンプの経費の徴収方法としては、「学納金に含まれている」が51.8%、「別途徴収」が48.2%となっています。問題は参加率との関係で、別途徴収の場合、参加者が減ることが考えられます。少しでも参加しやすい環境を作るという意味では学納金に組み入れる方法がよいと考えます。



11. 特色のある事例の紹介

プログラム内容によって、上級生に参加を要請している短大があります。学生組織(学生会・学友会・学生自治会役員)を中心に新入生10名に1名の割合でリーダー役を定め、グループを構成して質疑応答や意見交換をする形です。ゼミ単位で上級生を参加させる、事前に上級生による実行委員会を組織し企画段階から任せている、学生委員に立案、企画、運営などを任せている、などがあります。この際に大切なことは、教職員が一丸となり、万全の体制で臨み、学生への事前指導を徹底し、全員の意思疎通がなされていることなどが鍵となります。プログラム作成についても、学科合同の親睦会を企画したり、学習の方向付けを行うなどの工夫をしています。大勢で学外施設を使用するときには、現場の下見とシミュレーションが不可欠です。

12. 実施上の問題

フレッシュマンキャンプを実施する上で、以下のような問題も指摘されています。

- 全学生（多人数）を受け入れてくれる宿泊施設の確保がむずかしい。
- 授業時間の確保が困難である。
- 参加する学生の健康に関する個人情報の収集や集団になじめない学生への対応がむずかしい。
- プログラム内容の決定がむずかしい。
- 経費を別途徴収する場合、未払いの学生への対応がむずかしい。

Q & A

Q 1 これからフレッシュマンキャンプ実施したいと考えていますが、何のように進めていったらよいですか。

A 実施については、事前に理事長、学長、学科長などをはじめ、担当部署において共通理解（認識）を得ておくことが大切です。そのためには、参加する学生、引率者、予算、行程案、プログラムなどの概要をまとめておく必要があります。特に宿泊を伴う場合は、施設や交通機関の関係で旅行会社などを通じてプランニングしてもらうのも一考です。最近では、集団生活不適應や食物アレルギーなど健康に不安をもつ学生もいますので、そのような学生に対応する教職員の同行も必要であると考えます。

Q 2 どのような位置づけで実施していますか。

A 単位化をしない場合は学校行事ということになります。学校が主体となり早く学生生活になじめるようにという意図で、オリエンテーションの一環として実施をしている短大もあります。

なお、万一学生が事故やケガをした場合は、保険（学生教育研究災害傷害保険など）の対象になります。

Q 3 どのような目的で実施していますか。

A 多くの短大では、新緑の自然の中で1泊2日の集団行動をすることにより、新入生と上級生、教員が集団生活の中で強く結びつき、相互の信頼関係を深めることにあります。また、社会人になるために必要な規則正しい団体生活を理解し、体験することによって、自己の学生生活がより一層充実したものになることを目的としています。

Q 4 時期・日程はどのように決めればよいですか。

A プログラム内容に応じて、学校行事や授業・実習などの日程を確認し関係部署と綿密な打合せを行い、年度始めの一番都合がよいと思われる時期に実施するのがよいと考えます。アンケートにあるように、年度始めに1泊2日での実施が全体の約7割を占めています。この時期は入学直後で、まだ学生生活が落ち着いていないため、昔から言われているように「同じ釜の飯を食う」ことによって、より親近感がわき、その後の人間関係がスムーズに行くことを考えるとちょうどよい日程だと思います。

Q 5 引率者の決定はどのように行っていますか。

A 担当部署で案を作成し実施するとよいと思いますが、できるだけ多くの学生と教職員が一緒に参加できれば、より効果的な研修になります。一般的には、参加する学生のクラス担任・副担任の先生・問題提起の先生や担当部署の職員を中心に参加することが多く見られます。

研修の目的やねらいを浸透させるため、事前打合せや、現地での教職員ミーティングを設けたほうがより効果的であると思われます。

2 マナー教育

マナー教育については、各種研修会などにおいてもよく話題にされており、教職員のみならず学生からも高い関心があると思われます。実習・インターンシップ・就職活動・アルバイトの経験などを通じて、学内・学外を問わずマナー教育を必要としている学生も多いはずです。

マナー教育の対象は、携帯電話、服装、喫煙、挨拶など、その範囲は広く、指導上の留意点としては、その都度注意すること、指導にあたる教職員のモチベーション維持が最大のポイントになると思われます。

平成22年度に会員短大の短大生を対象として実施した「学生生活に関する調査^{*}」によると、社会人になるための基本的な生活習慣として、学生は「言葉遣い」「時間厳守」「目上の人に対する接し方」「公共マナー」の順に関心を寄せていますが、一方で社会人としての基本である「挨拶」については意識が薄いようです。マナーは自分を取り巻く環境や相手を意識することから始まります。他者を不快に思わせていることに気づかせることも肝心です。

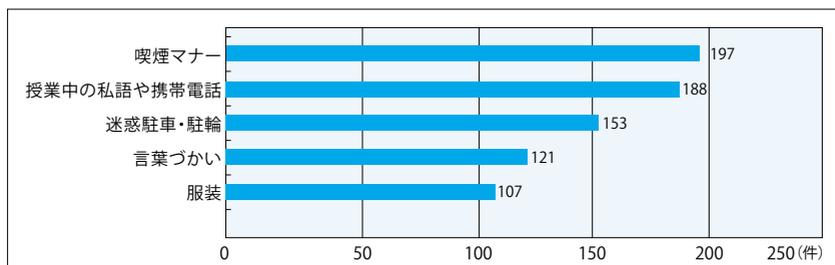
窓口に来て何も言わない、正しい敬語の使い方を知らない学生をどのように指導するかは、新人職員にとっては頭を悩ませるところです。学生を責める前に、こちらから積極的に挨拶することも方策です。

^{*}「学生生活に関する調査」：平成22年11月～12月、会員校の短大生を対象として、学生生活委員会により実施（後掲〈調査票〉参照）

「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から

1. キャンパス内における学生のマナー

アンケートの結果から、学生担当部署においては、学生のマナーについて「喫煙マナー」「授業中の私語や携帯電話」「迷惑駐車・駐輪」「言葉づかい」「服装」の順で問題視されています。



2. マナー教育全般

現代の学生には、高圧的な指導では効果が期待できません。ペナルティーを課すか、あるいは目標を設定して、学生の自発意識が高まるのを待つのかは、ケースバイケースになります。

いつ、どこで、どのような方法で教育するかについては、それぞれの工夫が見られます。以下、参考となる例を挙げます。

- 学生委員会で問題となった事項は、アドバイザーから直接指導が行われる。
- マナー委員会を組織し、「アイデア・コンテスト」を実施している。
- 就職支援講座としての開講も行う。
- チラシ配布・HP掲載で注意喚起をする。
- 新入生オリエンテーションでマナー教育を取り入れる。冊子の作成・配布で注意喚起する。
- オリエンテーションなど各集会で指導する。
- 「キャンパスマナー川柳」の募集・発表でマナー意識を向上させる。

- 学科により週1回のスーツデーを設ける。身だしなみから心、意識を育てる。
- 2年次に一日かけてマナー講座を開講している。

3. 「公共の場」のマナーと注意のしかた

電車内における携帯電話の通話、大声でのおしゃべり、お化粧品など公共の場でのマナー違反は目に余る場合もあります。また、道路を広がって歩く、ゴミのポイ捨て、歩行中のメールなどは近隣の住民からの苦情につながることもあります。禁止事項などのルールを決めて指導の徹底をはかっている短大もあります。

4. 禁煙

成人になった学生が喫煙の権利を主張するケースもありますが、規則として学内全面禁止もしくは分煙を推し進める短大が多いようです。また、平成15年5月1日に健康増進法が施行され、学校などの施設における受動喫煙の防止が義務付けられたことなどにより、一層の禁煙傾向にあると思われます。一旦喫煙が習慣化した学生を禁煙に導くのは、教職員の労力がかなり必要です。規則を定めこれに反した学生には罰則を与えるという徹底指導から、健康上のリスクを訴えた禁煙教育までさまざまな工夫がされています。上級生・先輩からの注意が一番効果的であること、教員の研究室での喫煙が禁煙教育を徹底させる上での障害となっている場合もあります。

以下対応の例を挙げます。

- 地域の保健センターと連携し、講演の開催や禁煙パッチの導入を行っている。
- 健康センターにて、学生の禁煙を支援している。
- 入学時に禁煙誓約書を提出させている。
- 機会あるごとに、喫煙は健康を損なうリスクを高め、未成年者の喫煙は法律で禁止されていると呼びかけ続ける。
- 受動喫煙者への配慮を訴える。

〈注意喚起の参考となる「呼びかけ」の文例〉

- ポイ捨て・歩行喫煙・指定場所以外の喫煙など、非喫煙者に迷惑をかけるないようにしよう。
- 法律により未成年者の喫煙は禁止されています。
- 喫煙は喫煙者本人の健康に大きな害を及ぼすだけでなく、周囲の人たちに間接的に悪影響を及ぼします。

5. 挨拶

挨拶は社会人としての基本であることが分かっていますが、進んで挨拶できる学生ばかりではありません。挨拶の習慣化ができて、はじめて就職活動のスタート地点に立てることを学生自身に理解してもらう必要があります。各短大が実施している方法を紹介します。

- 毎朝職員が正面玄関に立って挨拶運動を実施している。
- 教職員から学生に声かけをすることによって挨拶を浸透させる。
- 「挨拶をしましょう」と言い続ける。
- 「挨拶」や「感謝の気持ち」は人間関係や教育の基本であると指導する。
- 授業の開始時に「お願いします」「ありがとうございました」などの挨拶運動を徹底する。
- 「授業の開始、終了時だけでなく、学内では積極的に声を出して挨拶することで、笑いあふれるキャンパスにしましょう」と機会あるごとに言う。
- 自治会主催のキャンペーンや挨拶運動を実施している。
- 言葉遣いに気をつけ、挨拶を励行し、教職員や目上の人たちには正しい敬語を使うよう指導している。
- 親しい友人同士でも挨拶を交わし、粗暴な言葉使いを控えさせる。

6. 授業中の私語や携帯電話

学生の学力低下だけでなく、好きなことはやるが、興味・関心のないことは一切しないという学生気質が教室内での受講態度に大きく影響しているようです。教員の話聞いても、理解できないので私語や携帯メール・インターネットサイトに逃げ場を求める学生もいます。真面目に受講する学生の権利を守るためにも、マナー教育は徹底しなければなりません。意識に訴える方法と禁止対策をしている事例を以下に紹介します。

- 受講態度の点検として教室を定期的に巡回する。
- 「キャンパスマナー川柳」の募集・発表により意識向上を図る。
- 授業中は携帯電話の電源を必ず切らせることを徹底する。
- 図書館に限らず研究室、事務室内などでも電源を切るかマナーモードにして、通話を慎ませる。
- 教室内での携帯電話充電を防ぐために、学生担当部署で充電サービスを実施している。
- 校内での携帯の充電は禁止。発覚したときは、窃盗罪の犯罪行為となることを伝えた上、充電器と充電中の携帯を学生担当部署で没収する。
- 市販されている乾電池式の充電器や購買部に設置されている充電器(有料)を使うなどの指導をする。
- 学内・外を問わずカメラ付き携帯での安易な撮影や撮影画像の送信は肖像権、プライバシー権など他人の権利を侵害することがあることを理解させ指導する(損害賠償を請求される場合もある)。

7. 学内禁酒

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。キャンパス内では成人した学生も飲酒を禁止している大学もあります。クラブの合宿や行事などが飲酒の機会となることもありますが、喫煙と同様、飲酒禁止を徹底することで効果があります。

8. キャンパス内外の美化

マナー意識の根源は、相手を思いやることにあると思われます。その一環として教室内美化に心掛けるようにすることも大切です。まずは、クリーンな環境が気持ちよいことを体感させることが肝要です。ゴミは自分で片付けることや教室内にゴミ箱は設置しないで持ち帰るなどの積極的な行動を促すこともよいと思われます。ゴミを分別している大学は多いでしょうが、リサイクルをも含めた環境教育の一環として行うことも必要です。また、周辺地区の住民と一緒に清掃し、環境美化運動に達成感と充実感を実感させることもよいでしょう。次は実施例です。

- 毎月クリーンキャンパスデーを設け、教職員・学生が一緒になって2時間目終了後に清掃を実施する。
- 大学を中心にして近隣の清掃活動を行う。
- 消し忘れの板書は消し、清潔な教室作りに参加させる。
- 教室にて飲食する場合は、ゴミを教室に放置せず、ゴミ箱に分別して始末させる。
- 食堂・売店の食器はすみやかに返却場所へもどし、廊下や教室に放置しない。
- 一人ひとりが缶・ビンやペットボトルのキャップ、ラベルをはずし、分別を積極的に行い、環境の美化と環境保護に努める。
- ゴミの減量を心掛ける。

3 卒業祝賀会・謝恩会

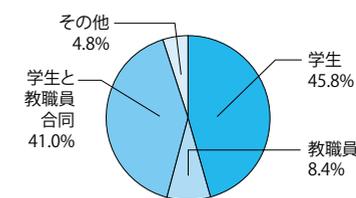
以前は、卒業祝賀会・謝恩会が華やかにそして盛大に行われていました。企画・運営委員に積極的に立候補する学生も多く、最後のイベントをいかに盛り上げるかを1年がかりで企画し、当日は盛装した学生や教職員で会場があふれていました。

しかし、時代の変化に伴い卒業祝賀会・謝恩会のあり方やアルバムの制作方法などの形態が変わってきています。名称も「謝恩会」から「卒業パーティー」や「卒業記念パーティー」などと変化しています。私たち教職員も時代に即した対応が求められています。各短大の取組みから新しい事例を探りたいと思います。

「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から

アンケートの結果からは、短大の89.8%が卒業祝賀会・謝恩会を実施していると回答しています。

また企画・運営は誰が中心になって行っていますかとの質問には、「学生主体」が45.8%、「学生と教職員合同」が41.0%、「教職員主体」が8.4%、「その他」が4.8%と回答しています。そ



の「その他」の中には、「学生と助手・副手・教員と一緒に運営」、「学生と教職員・保護者会合同」、あるいは「学生と学生生活委員の教職員が運営する」、「同窓会など（校友会本部）と同窓会役員が運営する」などがありましたが、「企画・運営は1年生が担うが経験の蓄積ができず、教職員の協力が不可欠」と回答している短大もあります。

これらの結果から学生が自主的に企画・運営するのは難しく、学生担当部署の職員や教員の指導の下、企画・運営しているのがほとんどといえます。

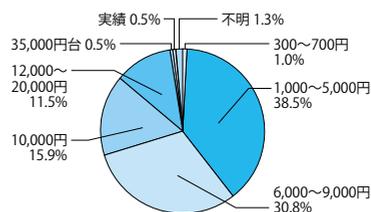
学生担当部署の職員が日頃感じている運営上の問題点、課題として次の点が挙げられます。

- ①学生の参加率の低下
- ②学生の経済状況の悪化により、盛大な謝恩会の実施は難しい。学生と教員の話し合いにより、無理のない計画をたてている。
- ③学納付金での運営のため、学生数減少に伴う予算減少が予想され、今後の運営には工夫やアイデアが必要と考えられる。
- ④就職内定先の研修により日程が重なるなど、欠席者が増加傾向にあり、全員参加に向けた対応策が課題となっている。
- ⑤会費負担額が年々高くなっている為、原則全員参加であっても欠席する学生が増加し、また卒業記念アルバムを購入しない学生が増えている。卒業アルバムもCDにして渡すなどの変化が見られる。
- ⑥企画・運営する有志学生が少なく、スタッフとなる学生が集まらないなどにより、学生会などが主体の組織になっている。
- ⑦準備の段階で、職員の負担が大きい。

このような課題をどのように解決すべきか、会費、徴収方法、当日の具体的状況などの実施例から検討したいと思います。

1. 費用（実費分）

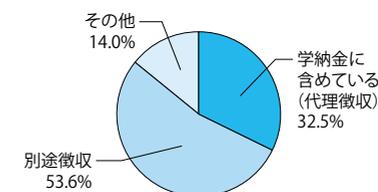
卒業祝賀会・謝恩会の費用は、全体の86.2%が「10,000円以下」の会費に設定しています。ホテル利用の場合は都市部と地方とではかなり会費に差があると思われます。地方によっては5,000円代でも実施が可能などあるように思われますが、都市部では10,000円以上のところが多数みられます。中には「謝恩会」でなく「祝賀会」として教職員が企画・運営するため、学生からの費用徴収はしないという



短大もありました。その他、学生の経済的負担を軽減するため、短大が全額負担、教員が半額負担、後援会・家族会からの補填など工夫している例もあります。

2. 徴収方法

卒業祝賀会・謝恩会の費用は、全体の53.6%にあたる短大で「別途徴収」しています。払わない学生の督促など徴収に手間がかかるとの報告がありますので、納付金に含めて学校が代理徴収するのも一つの方法として考えられます。



3. 会の具体的実施状況

- ①開催日：卒業式当日、卒業式前日、卒業式2、3日前、卒業式翌日あるいは別の日、卒業式の週の日曜日など。
- ②場 所：ホテルでの開催がほとんど。中には、レストラン、学内食堂のほか船上（東京湾サンセットクルーズ）というユニークな会場もある。
- ③参加者：「全卒業生、教職員」「全卒業生、保護者、教職員」「希望卒業生、保護者」「全卒業生、運営する在学生」「全卒業生、1年生」など。
- ④招待者：「全教職員」「希望する教職員」「全教員」「同窓会・父母会役員」、「法人理事長、後援会長」「クラブコーチ」「実習病院関係者」など。
- ⑤内 容：謝辞、乾杯、花束贈呈、余興、スライドショーなど、ほとんど同じような内容で実施。なかには校歌斉唱、課外活動優秀者の表彰のほか、大学・同窓会共催で同窓会新入会員歓迎会として開催している短大もある。

4. 卒業アルバム

卒業アルバムについては、保護者から「強制的に購入しなければならないのか」との意見により、希望購入制にした短大や、価格を下げるためにCD型にしたところ、あるいは事前に制作の有無を判断させている短大もあります。

価格は13,000円～15,000円が一般的ですが、単価を下げるために併設大学がある短大は合本で制作しているところがありました。

配付時期は卒業式当日、あるいは卒業式、卒業パーティーの写真までを編集した場合は、後日郵送しているようです。

各短大がさまざまな取り組みを行っている中で、学生数減少に伴うアルバム一冊あたりの単価の高騰による購入数の減少、企画・制作担当の学生の力不足、代金徴収時の父母とのトラブルなどの課題が多く残ります。

しかし、思い出に残るアルバム制作に向けてできること、すべきことは、私たち学生担当部署職員が根気よく学生と向き合いながら、学生の自主性ややる気を引き出し、一緒に考えていくことが必要と思われます。そこから自ずと全員購入などの課題解決に繋がっていくのではないのでしょうか。

4 教職員のスキル向上

学生担当部署は、学生が大学生活を安心・安全、快適に過ごすための重要な役割を担っています。窓口での学生対応をはじめ、その内容は学生自治会やクラブ活動、下宿・寮、学生相談室や健康問題、学生生活上のさまざまな問題（ハラスメントなど）や悩み、大学祭やフレッシュマンセミナー・卒業祝賀会などの行事、奨学金、マナーに関する指導やトラブルの解決など広範囲に亘ります。そのため学生担当部署職員に求められるスキルは領域が広く専門的であるといえます。

学生担当部署の仕事には以下の特徴があります。

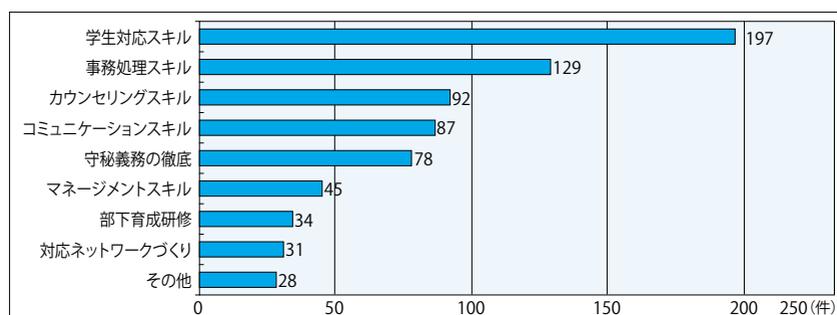
- ①業務の守備範囲が広い。
- ②学生個人に対して個別の案件があり、個別の対応が必要とされる。
- ③個人情報に関わることが多い。
- ④学生の言動が周囲（地域住民、他の学生、企業など）へ及ぼす影響が大きいため、クレーム対応、理解を得るための説明など、対応に割く時間が長い。
- ⑤早期の問題解決や問題を未然に防ぐには、教職員間における学生情報の共有が必要である。
- ⑥業務の効率化のためには、PCスキルやコミュニケーションスキル、リスクマネジメントなどの能力が必要である。

学生担当部署に配属されたら、まず学生が大学の広報マンであることを認識し、恒常的に学生サービスの向上、学生満足度の向上に努めなければなりません。マナー教育（喫煙、違法駐車・駐輪、授業妨害など）には、職員全員の総意と熱意であたる必要があります。年度始めのオリエンテーションでの注意などが功を奏することもあります。その都度注意をすることが望ましいと思います。これらについては、学生担当部署内で注意のしかたの基準を設け、全職員が徹底する必要があります。

「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から

1. 研修内容

教職員のスキル向上のための研修内容の重点は、学生対応スキルと事務処理スキルに置かれています。さらに、学生および教職員間のコミュニケーションへと幅を広げて考えるとカウンセリングスキル、対外ネットワークづくり、教職員間の情報共有・連携も含まれ、諸般の問題を解決するためにはコミュニケーション能力の育成が必要と考えられているようです。



また教職員のスキル向上のため、各短大において実施されているその他の内容としてFD・SDの実施、関連法規に関すること、教育改善・教育力のアップ、学生の就職に関する指導法、教授法、語学・PC、プレゼン能力、リスク問題、キャリア向上、人材育成（初任者対象や各部署の職務遂行能力）、ハラスメント、自己研鑽補助制度の実施（職員対象）、法人主催の研修、SD推進委員会の設置、研究授業への参加など、さまざまな内容や実施方法について報告されています。

2. 学内研修実施の有無

学内の研修について、「実施している」が61.3%、「実施していない」が33.1%でした。その中には外部研修会への参加や、参加はしないが資料を購入して教職員に配布するなどの方法で学内へフィードバックしているとの回答があります。

まずは、自分の職務を適正に処理できる能力・スキルを磨き、更に他の職

員の業務内容の理解や学生情報を共有化し周知することで、一人ひとりが責任をもって学生担当部署全体の仕事を遂行することができるよう、職員の協力意識を高めることが大切です。

3. 参考となる事例

①研修の実施時期

研修の実施時期については、通常業務の中で朝礼や日を決めたミーティングを実施している学校が多く見られましたが、以下のように全員を一斉に、計画的に実施しているところもあります。

- SD、FD講演会を年間7、8回実施
- 年間計画を立てて実施
- 研修会は年2回、全員参加を義務付けている。
- 出席率を高めるため、FD出席率を評価対象としている。
- 人事担当部署が長期計画に基づいて、職階研修（職員300～400名）を実施
- 夏休み丸一日をあてて研修会を実施し、通常業務と並行で実施
- 夏に一斉休暇をとり、ワークショップ（1グループ5名程度）を実施
- 人事担当部署主体で、1年目、2年目の職員を対象とした研修を実施

②研修の実施方法

- 人事担当部署が役職別、テーマ別の研修を企画
- キャリアカウンセラーの資格を取得させる。
- 個人研究費として45,000円～50,000円／年を支給し、書籍購入や講習会参加などに当てている。
- 通常業務のスキルについては学内の部門管理者がOJTで指導しているが、専門的知識や能力に関しては外部講師に依頼している。
- 窓口対応のマニュアルを作成している。
- 夏休みの1ヶ月を使って、各部署がそれぞれの業務の見直しと改善を行いマニュアルにまとめた。

③研修の内容

- メンタルヘルス講習会
- 各部長が講座を開設し、講師となって財務の話や最近の学生気質・問題点、プレゼンの仕方などについて指導している。
- O J Tにて先輩が後輩の文章作成の指導にあっている。
- 報告書の作成について実践的に指導している。
- 中途採用者に対しては、他部署を知るためのブレインストーミングと事例研究を行っている。

これらをまとめると、人事担当部署（総務部）などが主体となり、職員の長期人材育成計画を立て、それを年度初めに職員に周知させた上で、それぞれが計画的に研修に参加できるよう進めていくのが望ましいと思われます。外部講習会や内部講習会などへの参加後は必ずその成果を学内にフィードバックし、職員間の共有の知識とすることも大切です。

Q & A

Q 1 研修会があっても、仕事が多く職員数が少ないので、参加できないのですが、どうしたらよいでしょうか。

A その研修を受けたあとにどのような成果が得られるのかを考えて、現在かかえている仕事の緊急性、重要性から判断して優先順位を付けるとよいでしょう。必要な研修は時間を作っても出席することが望まれます。時間ができるのを待っていたら、いつまでたっても研修会には参加できないかもしれません。今の仕事の処理方法などを見直しながら、常に改善の意識をもって仕事に取り組む姿勢を身につけましょう。また、上司に相談し、研修会参加への理解を求めめることも大切です。

Q 2 情報共有や業務の引継ぎなどに関して参考になる例はありますか。

A 職務遂行能力は、それぞれの担当業務により異なりますが、共通スキルとしては、傾聴力や説明・説得力などがあります。うまい先輩のやり方を真似ることも一考です。情報の共有化に関して、時間のないときに効果があるのが、P C上の掲示板の利用です。問題学生の情報やその指導の過程を記録し、職員の誰も見ることができるようになります。ただし、知り得た個人情報の守秘義務をしっかりと守ることが大切です。

Q 3 学生担当部署職員相互のコミュニケーションがうまくとれず、学生サービスの低下が問題になっています。どうしたらよいのでしょうか。

A 仕事が細分化、専門化すればするほどコミュニケーションは希薄になりがちです。意識的に対面コミュニケーションを図るようにしましょう。そのために普段の挨拶はとても重要です。また、言わなくても分かると思いがちな簡単なことや、メールを出したから充分と思うことでも、重要なことは確認する習慣を身につけましょう。担当者が不在でも、ある程度の対応や回答ができるようにすることは、サービス提供者には必要なことです。

Q 4 電話対応や窓口対応の言葉遣いなどに、人によるばらつきがありますが、どのような点に注意したらよいのでしょうか。

A 多くの学校で、初任者研修の折に接客マナー研修を取り入れていることと思います。短期の研修では知識として分かっていても、身につくまでには至らないので、つい普段の自分が出てしまいます。相手の表情などから、間違った使いかたに気づくことと、周りの気づいた人がその都度注意して直すことが求められます。社会人意識を高めることも必要です。

5 大学における危機管理

危機管理とは、既におきた事故や事件に対して、そこから受けるダメージをいかに減らすかという発想です。これに対してリスクマネジメントは、これから起きるかもしれない潜在的危険に対して、事前に対応する行動です。

大学の危機とは、地震などの自然災害のみならず各種の事件・事故、重篤な感染症などの発生や、個人情報への流出、大学の存続にも繋がる定員割れの問題に至るまでの多岐にわたっています。

私たちは常に危機と隣り合わせで生活しています。災害や事件・事故の多くは突発的に発生します。そしてその緊急事態は一瞬にして、多くの人の生命や財産、あるいは大学の社会的信用を奪います。

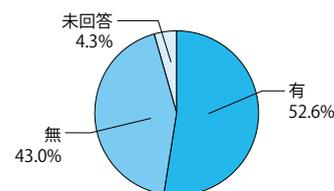
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしただけでなく、首都圏においても交通機関の麻痺などによる帰宅困難者が各地にあふれだし、大きな混乱を招く事態となりました。

短大として、学生や教職員の安全確保のためにどのように行動し、また適切に対応するために何が必要か、地域社会との関わりはどうあるべきかなどについて迅速な対応をするために、常日頃から準備しておくことが重要です。同時に「自分の身は自分で守る」ための訓練を重ね、学生、教職員の危機意識を高めることも更に重要なことと思われます。

「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果から

アンケート結果によれば、危機管理マニュアルの作成については、302校の約半数（52.6%）の短大が「有」と答え、「無」と回答した短大を上回っています。

「無」と回答した短大の多くでも、今回の東日本大震災を教訓として学内



で危機管理に対する意識が高まり、危機管理マニュアル、防災マニュアル、地震対応マニュアルの作成に取り組むと回答しています。しかし、マニュアルが存在していても実際の場面ではマニュアルに沿った行動は何もできなかった、役立つような周知がされていない、またマニュアルが複雑で分かりにくいなど、現実には即していないとの指摘がありました。日頃からマニュアルに書かれている内容や自分の役割を予め確認し、いざというときに速やかに行動に移せるよう、所属部署内で話し合っておくことが大切です。

今回の東日本大震災を教訓として、危機管理について全学で話し合われたこと、あるいは新たな取り組みなどについて、今後には生かされるよう現状の見直しや再確認・改善が必要であると回答されています。

いつ起きるかわからない危機に対して、危機管理体制を継続的に維持することは大変困難なことですが、マニュアルの内容や対処策を定期的に見直し、改善するシステムを業務に組み込んでいくことが大切です。

今回のアンケートや研修会でのグループ討議の中から「いざという時のため」の参考事例をいくつか以下に掲載します。

1. 避難訓練

避難訓練については、回答数302校のうち263校（87.1%）の短大が「実施している」と回答しています。いざという時のために、普段から避難経路などを確認しておくことの重要性は言うまでもありません。

具体的にいつ、どのように実施しているのかについて、以下に紹介します。

- 毎年内容を検討し、改善しながら年2回実施している。
- 夏期には避難行動や人数確認、防火戸、防災シャッターの動作確認テストを行い、冬期は防災週間として起震車体験、煙ハウス、災害伝言サービスなどの訓練を実施している。AEDの実演なども行っている。
- 所轄の消防署や地域の人たちと合同での訓練を実施している。
- 職員には、1年に1回防災施設での防災体験学習を義務付けている。

2. 学生の安否確認方法

万一災害などに見舞われた際、学生の安否確認を行う効果的な手立てとして、携帯メールへの送信、ポータルサイト、ソーシャルネットワークやツイッター、NTT災害伝言ダイヤルの利用、あるいは通信衛星電話の利用、友達同士による連絡、葉書による確認などが報告されています。停電になった場合、公衆電話による連絡も有効です。

3. 備蓄品の確保

備蓄品の確保について寄せられた事例を以下に紹介します。

- 備蓄品は学生数が最も多い時限を基に、5食分用意している。
- 備蓄品の内容は、クラッカー、水、ブランケット、使い捨てカイロ、マイク、生理用品、手指消毒、携帯充電器、携帯トイレなど。
- 市町村と協定を締結し、周辺住民への救援物資備蓄場所として学内の施設を提供している（非常用アルファ化米、非常用毛布）。
- 非常電源（発電機）や簡易トイレの確保が必要。
- セットの防災用品一式を各学生にロッカーなどに保管させている。
- 入学時に学生からの徴収金で乾パン、水、保温シートなどを購入して備え、卒業時に持ち帰らせている。

4. 帰宅困難者対応および地域住民など部外者の受入対応

災害が発生した際に、学内にいる学生を安全に帰宅させなければなりません。ただし、交通手段などが麻痺した状況にあっては、かえって危険を伴う場合も想定され、冷静な判断が求められます。

また、大学の立地条件などによっては、災害時に行政側から大学の施設などの開放を求められることも考えられます。学内の学生が交通事情などにより帰宅困難になった場合の対応とともに、地域住民や帰宅困難となった一般市民などの受入れ対応も想定に入れ、事前に学内でどのような受入体制が整えられるのかについて話し合っておくことが望ましいと思います。

以下に東日本大震災時の対応として寄せられた事例を紹介します。

- 帰宅する学生の情報把握に「出席カード」を使用し、学科名・学籍・氏名・帰宅経路など必要な情報を記入させ有効に活用した。
- 地域住民を含め学内に避難してきた帰宅困難者約9,000名を受け入れた。法人本部の安全対策課が対応にあたった。防災備蓄品を計画的に準備していたので、帰宅困難者などに十分な数の備蓄品を提供できた。収容施設にプロジェクターを設置し、帰宅困難者へ交通情報を定期的に流した。

5. 危機意識を高める訓練の必要性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を経験した私たちは、それぞれ自然災害に対する思いや意識を変えたのではないかと思います。

震災を経験して私たちが学んだ中から、いざという時に短大として何をなすべきか、これからすべきこと、できることは何なのかを、平成23年度「私立短大学生生活指導者担当研修会」におけるグループ討議で出された意見と短期大学教育68号に掲載された「東日本大震災を経験して」の報告内容からここにいくつか挙げます。

- 地域と日頃から密に連携して好意的な関係を保ち、地域ぐるみ、街ぐるみで訓練などを行っておく。また行政側との連絡体制、折衝、調整をどのようにすべきかマニュアル化しておく必要がある。
- 学生の個人情報学内に保管されているため、校舎が倒壊などで入れなくなった状況下では安否確認ができず、非常時の学生の個人情報の管理のあり方も考えておく必要性を感じた。担任が把握している情報から確認を行ったが、携帯電話を活用したメールによる双方向の安否確認は教職員、学生の登録率アップが不可欠になる。
- 教職員全員が現在の状況把握と各種の対応理解などの情報の共有化を図ることと同時に、トップによる迅速な状況判断と指示系統の明確化がスピード感あふれる復旧に繋がった。
- 被害状況などの記録は不可欠である。被災箇所の写真撮影はもちろん、破

損した備品を記録し、文書で記録報告書を作成しておくことは必須である。

○災害はいつ起こるか分からないので、講義中、課外活動中、休暇中などの状況を想定をし、それぞれの状況に応じた具体策の検討が必要である。

学生の生命をあずかる私たち教職員は、常日頃から有事に対する危機意識を持つことが大切です。そのためには、自校に適したマニュアル作りは当然ですが、それに沿った訓練を重ね、現場の状況に応じて臨機応変に対処する能力、判断する力を自ら養っていくことが最も必要と思います。

6. 災害以外の危機管理

災害以外でも短大での危機管理には、直接学生に関わるものや学校法人に関わるものなど多岐にわたっています。各短大において、これらの危機に備える独自のマニュアルの整備が必要不可欠です。もちろんマニュアルがあることだけで安心はできません。事件や事故が発生した場合には、常にマニュアルの見直しを行い、それぞれの状況に合ったマニュアルに改訂していくことが求められます。

なお、次の3つについて具体的な対応例を紹介します。

◎不審者の侵入

学内への不審者の侵入を防ぐために、防犯カメラの設置や警備員の配置を行っている。学外者は入校証を付けてもらい、学生や教職員には学生証、教職員証を提示させている。

◎盗難

学内で盗難が起きた場合は、警察に通報して被害にあった学生に被害届を出してもらい、警察と連携して防犯に務める短大が増加している。警察のOBを嘱託職員として学生担当部署に配置している。

◎感染症

感染症（結核）は、海外からの留学生に多いため、入学後直ぐに日本人学生よりも先に健康診断を実施している。

以下にマニュアルの作成にあたって考えられる項目を挙げてみます。

- 火災、大規模事故、大規模停電、火山災害、大規模交通麻痺など
- 地震、原子力災害、台風、風水害など
- 学生の個人データの漏洩
- 新型インフルエンザ、麻疹、ノロウイルス、食中毒などの伝染病
- 薬物乱用などの法律違反行為
- 課外活動中の事故
- 派遣留学中の事故、受入留学生の事故
- 学内での特定宗教活動
- 不審者の侵入
- 盗難
- 感染症
- 個人情報の漏洩・改ざん・紛失
- 情報資産における漏洩・破壊・および外部からの不正侵入
- システムのダウン
- 入試問題の出題および採点ミス

II

課外活動



- 1 自治会・学友会・学生会活動
- 2 新入生歓迎行事
- 3 クラブ・サークル活動
- 4 大学祭・体育祭
- 5 ボランティア活動

1 自治会・学友会・学生会活動

正課教育と同様に課外活動の重要性は以前から指摘されてきました。最近では、学生が質的に変化している状況下において、課外活動を通じて多様化する社会を生き抜く力の涵養が求められています。そこで、各短大が教育目標を踏まえて、学生の自主的な活動に対してどのような支援・取組みがなされているのかを、平成23年度に実施した「学生生活・指導に関するアンケート」の結果から、そのあり方や具体的な方策を考えます。

現状と課題

現状

今回の調査結果では、91.7%の短大において学生組織（自治会・学友会・学生会など）が「有」と回答しています。具体的な運営は、短大単独が67.2%、四年制大学と共同が32.8%となっており、単独で活動している短大が多くみられます。

●学生組織の有無

有	無
275校	25校
91.7%	8.3%

●学生組織の運営

短大単独運営	四年制大学と共同運営
182校	89校
67.2%	32.8%

●学生組織の財源は何ですか？（複数回答可）

(275校回答)

学生会費	大学からの補助金	保護者会等からの補助金	企業スポンサー	その他 (教職員・卒業生等)
256校	85校	108校	6校	20校
93.1%	30.9%	39.3%	2.2%	7.3%

学生組織の活動費は、学生からの会費が主です。大学からの補助金や保護者会（教育後援会など）からの補助金のほか、企業スポンサーや教職員・卒

業生からの補助もありました。学生からの会費の徴収については、ほとんどの短大では、代理徴収をしています。

活動状況について、「活発」と答えている短大では、定期的な懇談会を実施して、学生との意思疎通をはかり、オリエンテーションや部員勧誘で活発な指導が行われています。一方、不活発な理由として、学生組織による活動に関心を持つ学生が少ないこと、授業との両立や経済的な理由でアルバイトをしなければならず、積極的に活動する学生が減っていることも挙げられます。また、1年生の後半からの就職活動や実習、教職関係の授業がある場合には、課外活動の時間が取りにくいことなども要因として考えられます。

課題

短大での学生生活の中で、学生の課外活動低調の原因として、学生の自治意識の低下と集団活動を敬遠する傾向が挙げられます。

さらに、四年制大学を併設している場合には、短大独自の活動が困難であるため、四年制大学に依存しているのが現状です。定期的に会議を開催して、問題を発見して解決し、さらに次年度へ課題を引き継いでいくことが困難になっています。過密な時間割のため制約が多く、課外活動のための時間が取れなくなっています。また、学科ごとに大学暦などが違うことも自由な活動を阻害しています。

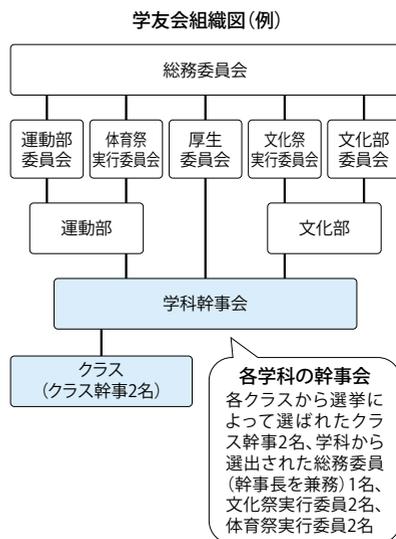
最近の就職難は、早期化・長期化によって、1年生の後半から始まる就職活動が課外活動の低調さを一層助長しています。また、長引く不況によって経済状況は悪化し、学生は学費・生活費を捻出するためにアルバイトを優先しています。活発な団体ほど、活動費用の負担も重く、課外活動ができる状態を維持することが年々難しくなっています。

担当する教職員も授業や日常業務が多忙なため、時間的な余裕がなく、継続的な支援が難しくなっていることから、教職員個人の指導力とやる気が課外活動を支えているのが現状です。このような状況のもと、豊かな学生生活実現に向けた、各短大での取組みを紹介します。

学生組織の事例

一例を紹介すると、学友会は短大に所属するすべての学生によって構成されています。図に示すようにクラスとのパイプ役を果たす各学科幹事会と6つの委員会から構成されています。

総務委員会は、各学科から選出された幹事会の幹事長と厚生委員会、文化部委員会、運動部委員会、文化祭実行委員会、体育祭実行委員会の各委員長で構成され、全学のいわゆる代表執行機関として存在しています。



具体的な取組み

1. 学内

学内における取組みを紹介します。

- 学生部常任委員(教員)が顧問として、学生組織をバックアップして意思疎通を行っている。
- 大学側と学生組織との二者懇談会を実施して、日常的に指導・助言を行っている。
- オリエンテーション期間などにおいて、教職員と在学生在が連携して新入生勧誘活動を展開している。
- 学内での献血活動や交通安全運動・防犯啓発活動を行っている。
- 学生組織デーを実施して、1年生を対象に献血の啓発、体育祭・文化祭の案内、大麻覚せい剤乱用防止・防犯啓発を行っている。

- 学生の団体にエコファースト委員会があり、エコキャップの収集などを行っている。

2. 学外

学外における取組みを紹介します。

- コミュニティーFMラジオ放送において、毎週30分、生番組の企画・制作・運営を行ったり、地元新聞に短大情報を発信、家主連絡協議会と連携してクリーン作戦を実施する活動を行っている。
- 学生のボランティアスタッフ組織が、学生や地域住民に向けて防災・防犯活動を行っている。
- 地元の産業まつりに参加し、地域における健康教育として食事や生活指導を行っている。
- 学習成果発表会や地域イベント・歯の健康フェスティバルなどに参加している。
- 町内会・商店街と交流し、相互のまつり・行事などに参加している。
- 町内会と定期的に話し合い、運動会や祭りなどの運営に関わっている。
- 交通安全啓発運動、振り込みサギ防止運動、警察・自治体との連携、各種イベントに参加している。
- 地元の学生連絡会議に加盟して、地域行事のボランティアスタッフとしての活動や清掃活動などを行っている。
- 神奈川県短大が長野県内の大学・短期大学で構成する学生組織と交流を毎年1回実施している。
- 近隣大学の学生自治会と連携して、大学祭などのイベントに相互に参加している。
- 福島県復興のために、県内の大学生・専門学校生が被災者支援などのボランティア活動を全県で展開する連携組織を立ち上げ、活動している。
- 短期大学コンソーシアム九州・大学コンソーシアム佐賀での合同行事(宿泊研修やイベントなど)を通じて、学生間交流や地域貢献活動を行っている。

今後の支援のあり方

1. 正課と課外活動は車の両輪

課外活動の活性化の方法は、その短大の学風・学科構成・規模などによりいろいろなスタイルがあると思います。今回の調査結果からもわかるように、課外活動が活発な短大では、学生の新入生勧誘活動やオリエンテーションでの教職員による指導が充実し、さらに定期的な懇談会を開催して、学生との意思疎通を図っています。全学的に課外活動と正課を車の両輪と位置付けて、教職員が一体となって支援活動を行っています。

2. 手厚い指導

教職員が関わることによって、活動が継続しやすいことから、手厚く指導している短大があります。具体的には、高校までの生徒会のように、顧問(教員)が日常的に指導をして、活動自体を授業の一環と位置付けて全教員により指導しています。大学祭も短大教職員と学生との共催で、実行委員会の顧問(教員)が助言を行っています。また、授業として全員出席を前提にしている短大もあります。このやり方には、賛否両論ありますが、一つの方法として捉えることもできます。

3. 地域社会との連携

学内の活動の他に、学生が目標を掲げ達成感を得るために、自治体、町内会、商工会、福祉施設、保育所、警察署、日本赤十字社などと連携し、地域住民と交流を通じて社会貢献を体験させ、学生に使命感ややりがいを実感させる取組みも多く見られます。

4. コンソーシアムにみられる学生交流

コンソーシアムにみられるように、地元大学・短大との合同企画・運営を通じて合同研修や地域貢献活動をすることで、学生同士の連携・協力を重視した取組みが行われています。

Q & A

Q 1 学生組織は何をする機関ですか。

A 学生の立場から学生生活をよりよいものとするため、学生が自主的に運営する機関のことを学生組織(自治会・学友会・学生会など)といます。学生全体の意見を取りまとめ、大学にそれを反映させる(施設の改善・充実や生活環境の改善)など大学運営にも大きく関わります。

Q 2 学生組織とは、どんな活動を行っていますか。

A 課外活動をはじめとする学生活動の管轄・補助、学生組織における最高決議機関である学生大会・学生総会の運営および開催、地域や他短大・大学との連携、学内イベントの企画・実行などが挙げられます。

Q 3 学生大会・学生総会はどのようなことを行う場ですか。

A 学生組織における最高決議機関であり、課外活動の予算・決算の承認、規約の改廃、役員任免などを会員である学生に諮る場です。学生組織の会員に対し、学生大会・学生総会への参加を義務付けている場合が多く、規定数の会員が参加しなければ成立が認められません。

Q 4 学生組織に対し、どのような支援・指導を行っていけばよいのでしょうか。

A 支援にはいろいろな方法があります。経済的な支援、技術的な支援も大切でしょう。しかし、一番大切なことは、学生に寄り添い精神的な支援を通じて信頼関係を築くことではないかと思います。定期的な懇談会などで実態を把握することを心がけ、必要に応じて的確なサポートを行います。このような支援・指導を通じて、学生たちに短大の構成員であるという自覚と責任感を持たせることが大切だと思います。

2 新入生歓迎行事

学生生活を豊かなものにするためには、新入生に対する歓迎行事の取組みがますます重要になってきます。ここでは、学生組織と大学がどのような連携をとり、新入生に対してサポートを行っているのかを学生生活指導担当者研修会などでの情報交換を踏まえ、具体的な取組みや課題を考えます。

現状と課題

現状

新入生歓迎行事については、8割以上の短大が何らかの形で実施しています。実施方法については、学生組織が独自に実施する場合がありますが、学生組織と大学が共催で行う場合が多くみられました。実施時期については、4月上旬が最も多く、6月下旬まで実施されています。

実施内容については、学生組織の説明、クラブやサークルの紹介、入部勧誘、ドッジボールなどのスポーツ大会、在学生と新入生との交流会、フレッシュマンキャンプ、合宿研修、各種ゲーム、他短大との合同企画などがあります。

課題

新入生歓迎行事の目的は、学生生活に早く慣れるために、仲間づくり、先輩との交流、教職員との親睦が主な目的となっています。しかし、現状の歓迎行事は、学生組織の運営上での問題、大学当局との連携の不十分さ、教職員のサポート体制の弱さ、新入生の行事への関心の低さ、在学生の歓迎意識の低さや過密なオリエンテーション日程のために、本来の目的を達成するような内容にはなっていない例も見受けられます。内容としては、クラブ・サークルの紹介に留まってしまうことが多く、教職員のサポートなしには、歓迎行事の活動が難しい状況です。

具体的な取組み

各短大における具体的な取組みを紹介します。

新入生オリエンテーション(例)

1日目	入学手続・日程説明 健康診断	4日目	履修ガイダンス 事務局・図書館ガイダンス 学生生活ガイダンス②
2日目	入学式 学生生活ガイダンス① 保護者学科説明会	5日目	学科セミナー(学外)
3日目	学科ガイダンス 学科セミナーガイダンス ゼミガイダンス ※学生会ガイダンス	6日目	学科セミナー(学外)
		7日目	学科セミナー(学外)

※は学生組織の独自行事

- 学生組織の紹介、クラブ紹介・新入生勧誘、体育祭応援合戦のビデオ鑑賞を実施している。
- クラブ紹介、立食形式での懇親会を実施している。
- 学長挨拶、新任教員紹介、在学生による発表(ダンス部、チアリーディング部など)、学生組織独自の企画も実施している。
- サークル紹介、ドッジボール大会を開催している。
- 新入生ゼミで、上級生サポーターからの学生生活アドバイスをはじめ、施設案内、課外活動紹介を実施して親睦を深めている。
- クラス対抗のスポーツ大会を実施している(全学年参加)。
- 先輩と新入生の交流会、オリエンテーションにおける先輩による新入生へのアドバイスをしている。
- クラブ・委員会紹介、クラブ発表会、クラブ体験会、入部相談、ファッションショーを実施している。
- 学生組織、実行委員会、クラブ・サークルなどの紹介をしている。
- 体育館でブース形式によるクラブ・サークルへの勧誘をしている。
- 新入生歓迎ガイダンス(学生組織の説明、クラブ紹介)フレッシュマンキャンプを実施している(各クラブの先輩と新入生との交流会)。

- オープンキャンパスや入試でのキャンパス案内・大学紹介、オリエンテーションでの学生組織の説明・サークルおよび委員会の紹介・勧誘・新歓行事・たてわり合宿の紹介をしている。
- 県内施設で宿泊し、ゲームや球技大会、歌とダンスのコンテストを通して上級生・教職員との親睦会を実施している。
- 入学式後に各委員会・サークルのパンフ配布による情報提供、また、昼休みに委員会・サークルの合同説明会、新入生勧誘期間にはスタンプラリーを実施している。

今後の支援のあり方

短大での学生生活において、学生の高い満足度を得るには、入学から卒業までの間に将来の進路・就職を意識させながら、充実した学生生活をどのように実現させるかにかかっています。

すなわち、入学前に行われるオープンキャンパスをはじめとする行事の工夫や在學生、教職員による入学式後のオリエンテーション期間での各種ガイダンスにおいて、新入生に学生生活の送り方などについての具体的なイメージを持たせる必要があります。履修指導に始まり、講義の受け方、レポートの書き方、定期試験準備、成績評価、単位取得に至るまで、在學生、教職員がそれぞれの立場から高校との違いを新入生に分かりやすく説明するなど、授業にスムーズに入るための手助けが必要です。

一方、正課教育と両輪の関係にある課外活動団体に所属して、同級生や先輩・教職員との交流を通して得られるコミュニケーション力など、社会人としての基礎力を身につけることの大切さを伝える必要があります。

教職員は、学生組織と協同して行う新入生歓迎行事を通して、新入生が先輩との交流を深め、各自が短大の構成員であることを自覚させることが大切です。

Q & A

Q 1 新入生歓迎行事はなぜ学生組織が行うのですか。

A 新入生にとって、一番身近で頼れるのは先輩です。同じく、新入生の不安を一番理解できるのも、1年前に同じ立場にあった先輩上級生ではないでしょうか。大学側からの堅苦しい「指導」ではなく、学生生活を楽しむ「アドバイス」や「情報」をより多く伝え、学生生活を充実したものにするために、多くの短大では学生組織が新入生歓迎のための活動を行っています。

Q 2 学生組織として具体的にどのような活動を行っていますか。

A 各短大によって、さまざまな活動があります。その中でも、スポーツ大会などのレクリエーションで新入生と上級生の交流の場を設けているところが多いようです。その他には、食事会や催し物を行う新入生歓迎会の実施や、セミナー合宿を企画したり、オープンキャンパスや入試での案内役など、活動内容は多岐に渡ります。

3 クラブ・サークル活動

短大でのクラブ・サークル活動は、授業時間数の増加や経済的事情からあまり活発とは言えません。ここでは、学生を取巻く状況を分析して、活性化に向けた具体的な取組みを紹介します。

クラブ・サークル活動の実態

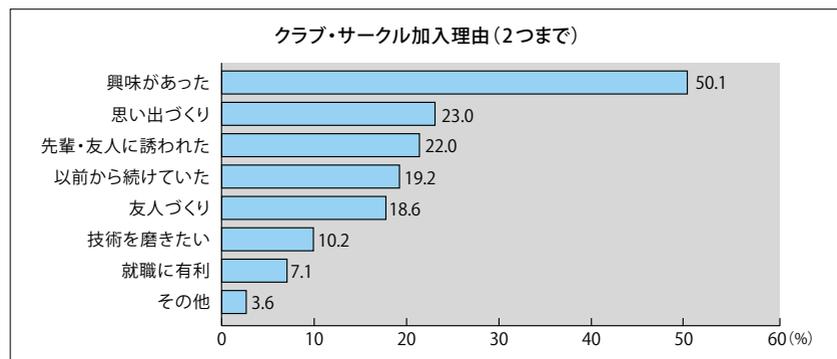
1. 設置状況

平成23年に実施した「学生生活指導・支援に関するアンケート」の結果によれば、短大の87.3%がクラブを有していると回答がありました。また、サークル活動については公認されているものが71.1%あり、非公認や4年制大学合同のものを含めると相当な数のクラブ・サークルが存在していると思われます。

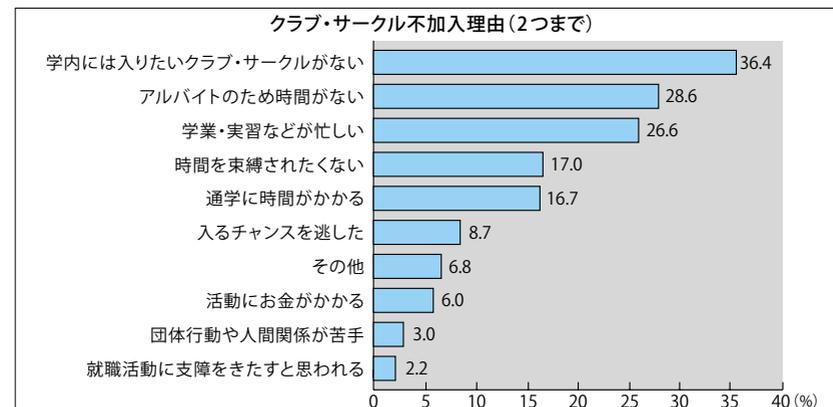
2. 参加状況

平成22年に短大生を対象として実施した「学生生活に関する実態調査」では、クラブ・サークル活動に参加している学生は37.5%となっています。

クラブ・サークル活動に参加した理由は、「興味があった」(50.1%)が最も多く、ついで「思い出づくり」(23.0%)「先輩・友人に誘われた」(22.0%)となっています。

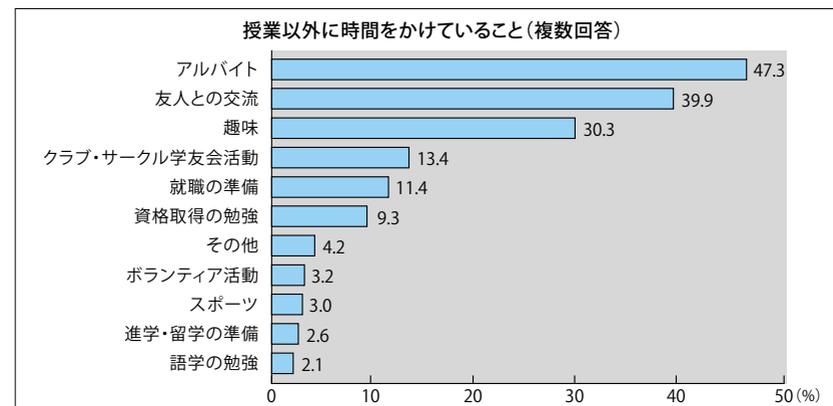


一方、加入しなかった理由としては、「学内には入りたいクラブ・サークルがない」(36.4%)が最も多く、ついで「アルバイトのため時間がない」(28.6%)、「学業・実習が忙しい」(26.6%)、「時間を束縛されたくない」(17.0%)となっています。



このほか「活動にお金がかかる」(6.0%)ということで、経済的事情からクラブ活動をあきらめ、アルバイトをせざるを得ない学生の状況も見えます。

では、授業以外で短大の学生は何に時間を使っているのでしょうか。アンケート結果によれば、「アルバイト」が1位で47.3%、ついで「友人との交流」(39.9%)、「趣味」(30.3%)となっており、4番目に「クラブ・サークル学友会活動」(13.4%)が挙げられています。



「友人との交流」や「趣味」がクラブ・サークル活動で行われていないことは、昨今の集団活動や拘束を敬遠する学生の傾向といえます。

しかし、クラブに入るチャンスを逃したと回答している学生も8.7%存在することから、クラブ・サークル活動の中で「友人との交流」や「趣味」を行うように仕掛けたり、入学時期以外の勧誘活動で更なる活性化も期待できます。

支援の現状

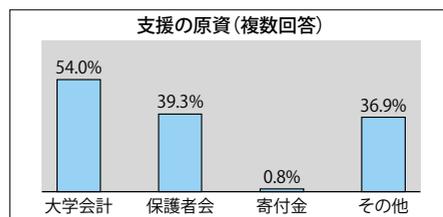
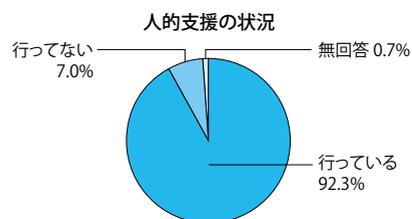
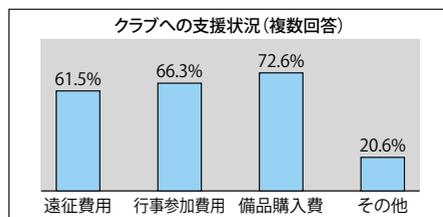
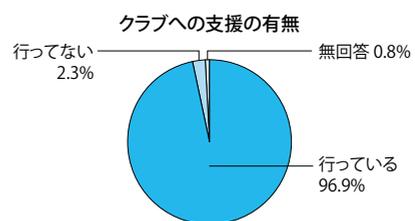
各短大では課外活動のクラブに対して、96.9%が何らかの支援を行っています。

具体的には、備品購入、遠征・行事参加費用などの経済的支援の他、施設使用などの配慮やコーチなどに関する人的支援があります。

因みに、クラブにおいて人的支援は92.3%の短大で実施されています。

経済支援の原資としては、大学、保護者会、学生会費や、卒業生団体の補助金が挙げられます。学生生活をより豊かにするため、学生諸活動に関して、正課教育とともに、でき得る限り、手厚く配慮したいものです。

なお、サークル活動の支援については、71.5%の短大で支援活動



※その他には、学生会費、卒業生団体補助を含む。

を行っており、クラブと同じく経済的・人的支援を行っている短大がほとんどです。

活性化の取組み

1. クラブ・サークル勧誘活動

先述のとおり、短大生を対象とした実態調査で、クラブ・サークルに加入した理由の第1位は、「興味があった」でした。まず、新入生に対してこの「興味」に刺激を与える取組みが必要です。ここでは、上級生を中心にオリエンテーションを実施している事例を2例紹介します。

A短大では、全学あげて新入生歓迎行事を行っています。実行委員会が組織され、4月の第2週目ぐらいまで委員会の企画が行われています。その中では、クラブ・サークル代表者による紹介はもちろんのこと、キャンパスツアーによるクラブ活動場所の案内や、新入生をグループ(15名程度)にした面談の中で、先輩学生からクラブ・サークル活動のメリットを伝え、入部しやすい環境がつけられています。また、昼休みなどにはクラブなどが新入生に対して積極的なアピールをしています。

B短大では、新入生オリエンテーションに加え、学生生活が落ち着いてきた6月～9月にクラブ説明会とキャンパスツアーを実施し、クラブ・サークルに入り損ねた学生の加入の機会をつくっています。この取組みにより、下落傾向にあった加入率が、回復しているとの報告があります。

2. 人的支援

短大の在籍期間は短く、就職活動や実習により、クラブなどで本格的に活動できる期間が非常に限られています。このため、クラブ・サークルの引継ぎがうまく行われない場合が多く、新しくできたサークルも2年目には活動休止になってしまう場合も多々見受けられます。引継ぎの指導など、教職員の積極的な支援が求められています。会計処理などにおいても、帳票をあら

かじめUSBメモリーに入れ学生に出納管理させるよう、ある程度の指導を行うことも有効と思われます。

また、試合あるいは遠征中の事故に対して管理責任を大学側に求められるケースもあります。クラブ・サークルへの教職員の関わりは、今後ますます重要になってくると考えられます。しかし、課外活動への関わりが多くなれば多くなるほど、教職員の負担が重くなります。人員削減・経費削減の折、厳しい状況にはありますが、担当科目数の軽減や手当などの給付などは教職員のモチベーション維持のためにも必要と考えられます。

3. その他の支援

その他の支援として、以下の取組みを紹介します。

- クラブ・サークルの活動をホームページで公開
活動情報を学内外へアピールすることによって、学生に大学に対する所属意識や信頼感、達成感を与えます。
- 優秀活動者への褒賞
文化系、運動部系ともに一定基準以上の優秀な成績を修めた活動に対し表彰したり褒賞金を与えます。学生の達成感と満足度を向上させます。
- 活動ポイント制
学園祭への展示参加、試合への出場、全国大会への参加、地域連携など、各活動に対してポイントを与え、その積算により次年度の予算配分、施設利用の優先権を決定するものです。競争原理を持ち込むもので、実際に活動できたクラブ・サークルの満足度を向上させることにはなりますが、反面、思うように活動できなかった団体の意識を低下させる可能性もあります。導入に際しては基準を明確にして全学生の理解を得る必要があります。
- 応援ツアー
文化系団体の展示会、発表会、運動部系の試合への応援参加を大学教職員

とともに学生組織が主体となって行う取組みがあります。応援ツアーでは参加者の愛校心を高めるとともに、試合出場者にエールを送り勝利に貢献することができます。一方、文化系などあまり知られていなかった活動に脚光を与え、ひいては所属学生にやる気と自信を持たせることにつなげることができます。

今後の支援のあり方

1. 地域連携

経費圧縮の折、課外活動に予算を重点的に配分することは極めて困難といえます。印刷物の作成などにおいては、学生自身が大学近隣の企業や商店にスポンサーを募るなど、地域で支援してもらう取組みが有効と考えます。

アンケートでは、クラブでの地域連携は約半数の短大で実施されているとの回答があります。クラブは、すでに何らかの形で情報やマンパワーを地域に提供している状況にあります。スポンサーからの費用で、さらに情報やマンパワーを提供できれば、地域の活性化につながるだけでなく、クラブ・サークル活動の活性化を促すことができます。

この連携がスムーズに実施できるよう、大学としてサポートをしていく必要があります。クラブなどで活躍する学生は学生生活や就職活動にも好影響を与えることになるでしょう。

2. 事故対応

スポーツ競技に限らず学生諸活動において、事故はつきものと言えます。特に、クラブの移動中などにおいて重大事故に繋がる事例も多く、注意が必要です。

クラブ活動は自主性に基づき行われるものであり、クラブ中に発生した事故は原則自己責任となりますが、移動中の交通事故などは、より速やかな解決を促すためにも、当事者間の話し合いに、顧問や大学の学生関係部署が関

に入り、道義的責任において対応することが望まれます。それぞれのケースにおける法的責任については、大学の顧問弁護士などと相談しながら話をすすめていくとよいでしょう。

また、万が一の賠償に備え、学生には学研災・学研賠で賄えない部分を保障するため、任意保険に加入するよう助言することも必要と思われる。

保険代理店では、クラブ・サークル単位、あるいは大学単位での保険加入も可能のようです。その他、学生に対しては積極的に事故防止対策を講じることが望まれます。

Q & A

Q 1 短大の2年間では学業と課外活動の両立は難しいと思われます。学生は課外活動に費やす時間をいかに工夫しているのでしょうか。

A 実態調査では、授業時間以外には友人との交流や自分の趣味に時間を費やしている状況が見られました。また、約4割の学生はクラブ・サークルに参加しています。興味を持って参加したクラブ・サークルについて学生自身が授業と授業の間や、活動可能な曜日を学生相互に定めるなどそれぞれで工夫をして、無理のない範囲で参加している状況にあります。

Q 2 2年間あるいは3年間の修学年数で学年間のつながりが希薄です。学校と各団体で行う諸手続についても、どのように引継ぎをすれば効果があるのでしょうか。

A 予め引継ぎ書式や会計帳票のマニュアルなどを作成したり、教職員が学生の引継ぎの際に立ち合うなど、積極的なかわりと支援がスムーズな引継ぎには不可欠と思われます。教職員の積極的な支援が求められていると思われます。

4 大学祭・体育祭

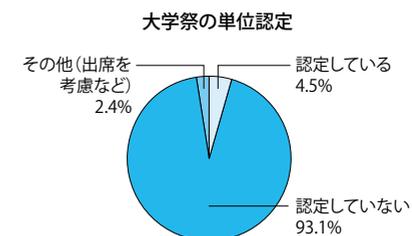
最近では、学生の課外活動に対する参加意識が低下している中、大学祭への取組みは各短大とも全学的に行われています。ここでは、今後の学生支援の指針とするために、学生生活指導担当研修会での討議内容や「学生生活・指導に関するアンケート」の結果から、大学祭・体育祭について考察します。

現状と課題

1. 現状

短大主体の行事としての大学祭（文化祭）実施については、301校中289校（96.0%）の短大が実施しており、長年引継がれている伝統ある行事として定着しています。しかし、体育祭は以前はほとんどの短大では行われていましたが、授業回数確保のためなどにより、現在では実施する短大数は減少傾向にあります。

大学祭の参加に対する単位認定については、93.1%の短大が認定をしておらず、出席だけを取っている短大が多く見受けられます。単位認定によって確実に学生の参加率を上げることはできますが、大部分の短大は単位認定には消極的と言えます。

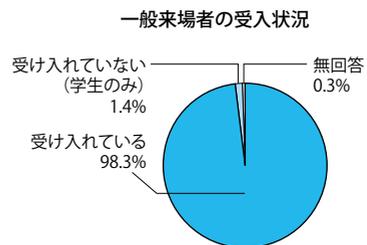


大学祭での学生の参加状況を見ると、6割以上が参加している短大が70.6%となっています。これは各短大が参加率をあげるために、大学祭をゼミ活動の一環として位置付けたり、出席を取るなどの働きかけを行った結果と言えます。この場合、教職員もこの取組みについては積極的に関わりを持つため、教職員の参加率の高さにも繋がっていると言えます。

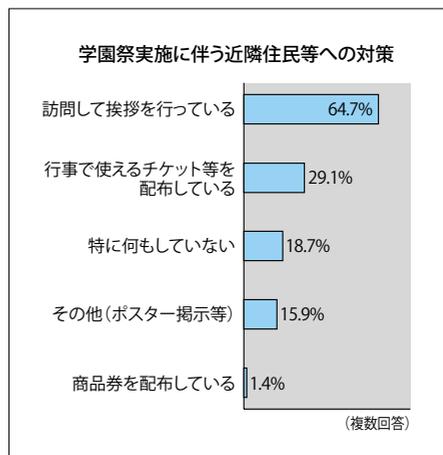
学園祭実施日参加状況	全員参加	9割～8割	7割～6割	5割～4割	3割以下	その他
学生	23.9%	22.1%	24.6%	18.7%	9.3%	1.4%
教員	38.8%	18.0%	12.1%	9.7%	19.7%	1.7%
職員	43.3%	16.6%	9.3%	7.6%	18.3%	5.1%

その他内容 学生…学年により異なる等、教員…把握していない等、職員…関連部署のみ、交代制等

大学祭への参加について、98.3%の短大が一般来場者を受け入れています。近隣住民・卒業生など多くの参加により、大学祭そのものの活性化に繋がっています。



また、大学祭時の騒音などの苦情対策として、事前・事後に「訪問して挨拶を行っている」が64.7%、「行事で使えるチケットなどの配布をしている」が29.1%で、多くの短大で丁寧な対応をしています。各短大とも近隣地域に受け入れられる対策をとることが、大学祭の成功の重要なポイントと位置付けているようです。



大学祭での地域や学外団体との連携活動について、「有」が47.8%、「無」が51.6%と比率のほぼ半々になっています。

2. 課題

学生自身の参加意識の問題として、やる気のある学生とない学生の差が顕著に現れています。大学祭の役員選挙を実施している短大では、自主的に立候補する役員がいないため、教職員が指名した学生を形式的に信任するだけになっている例も見られます。四年制併設短大では、四大学生が中心で短大生が主体的に活動できていないという実態も報告されています。

教職員が協力・共同して学生にどのように自主性・主体性を持たせるのが課題となっています。

なお、学外者の参加によって、大学内・大学周辺での喫煙問題および不審者の増加に伴う警備問題があげられ、その対応策の経費などさまざまな問題が発生しています。

具体的な取組み

以下に、各短大の取組みを紹介します。

1. 学生の積極的な組織作りへのサポート

- 毎週金曜日の昼に学友会(学生役員)とミーティングを実施し、大学祭実行委員として、職員も極力参加し、学生とのコミュニケーションを取っている。
- 年1回、学生と大学側との懇談会を実施し、学友会費の用途などについて決定している。
- 大学祭の運営については学生組織役員とクラス代表委員が協力し行っており、委員長・副委員長の選出については、職員は関与せず上級生からの指名で決まっている。
- 大学祭役員選出方法として、クラス担任に依頼または掲示板などで呼びかけているが、どうしても選出できないときは、学友会顧問が個別に声掛けをしている。
- クラスごとに大学祭への模擬店の出店を義務づけており、1年生だけ半強制的に模擬店の出典を実施している。

2. クラブや学生会行事の活性化へのサポート

- 大学祭が活発に行われている短大では、教職員が全員出勤しているか、あるいはほとんど出勤している状況にあり、側面からの支援だけではなく模擬店を出店するなど直接的に大学祭を盛りたてている。
- 単位認定はしていないが、1年生の通年授業の一環として出席を取っている。方法として、大学祭実行委員が講堂に集まった時、あるいはスタンプラリー的なものでチェックを行い、1年生の大半が参加している。
- 後夜祭に花火を実施している短大があり、費用は約40万円～100万円程で、経費補助は後援会など（保護者の会）が負担している。
- 近隣住民の方も参加してのパフォーマンス大会、ダンス、パントマイム、ビンゴ大会などを行い、タブレット型PCや液晶テレビなどの高額商品を出すことから全体的に賑わうが、一方で騒音での苦情がある。
- グラウンドの中央に舞台を設置しているため、ブラスバンドなどの発表の時に、必ず騒音の苦情電話が掛かってきているため、音が響くものについては、校舎の中で実施するようにしている。
- 大学祭での警備体制については、学生委員の教員や男性教職員が担当している。また、男性来場者対策については、職員（5名程度）が監視するか、あるいは警備会社に委託して私服警備員を配備し、問題発生時に迅速に対応できる方法をとっている。
- 大学祭において他大学の学生がサークル活動の勧誘を行うことがあり、それに対して職員が取り締まりに当たっている。

特色のある事例

- 大学祭についての特色ある実施事例を紹介します。
- 市環境政策局・ECOまちステーションとの連携により、使用済み小型家電および蛍光灯の回収を実施し、環境クイズ・環境家計簿の促進を啓発している。
 - 大学祭模擬店で災害によって被災した地域の野菜・果物などの物産販売を実施している。
 - 地元の福祉授産施設が2年前から模擬店を出店して、地場産品の販売を行っている。
 - 大学祭において県警・近隣警察署との連携により防犯キャンペーンを実施し、白バイとの撮影会などを行っている。
 - 大学祭で裁判員制度の啓発活動に協力している。

今後の支援のあり方

短大生活では、正課と課外活動の両立は難しいと考える学生は多く、大学行事への関心も低下しているのが現状です。

その中で、大学祭を積極的に支援することは、学生生活の活性化にとって重要なことです。また、多くの短大では学生会活動への支援は大変難しくなっていて、担当教職員に求められるのは、一方的に指導するだけでなく、学生と協同して取り組むことが必要とされています。

学生生活の充実度の高さが、大学全体の活力に影響するため、大学祭の活性化をどのように進めるのか、今後の支援のあり方について全学的に検討する必要があります。

Q & A

Q1 大学祭の役員はどのように決定するのですか。

A 学生会役員と同じように、立候補者から選出される短大がほとんどです。小規模短大では教職員・上級生の指名で決定している場合もあります。

Q2 大学祭に対する苦情には、どのように対応していますか。

A 苦情には、主に騒音、光害、喫煙、飲酒、迷惑駐車などがあります。大学祭期間中の前後に教職員と学生で近隣地域を訪問し、プログラムなどを配布して大学祭に対する理解を得るような取組みを行っている短大もあります。

Q3 大学祭の費用はどこから出ているのですか。

A 学生会費や大学からの補助金、保護者、後援会からの補助金などがあります。その他に教職員会費・卒業生からの補助や企業スポンサーからの補助を得ている場合もあります。

Q4 体育祭はどのように運営していますか。

A 実行委員会が中心となって企画・運営していますが、4年制大学と合同開催の場合は、大学生が主体となっているところに短大生が加わる場合が多くなっています。

Q5 イベント会社の企画については、どのように取り入れていますか。

A イベント会社の企画について、短大によって考え方は違います。活性化のために積極的に取り入れている短大もあります。

5 ボランティア活動

各短大において、ボランティア活動が活発に行われています。ここでは、その支援体制や問題点を把握するとともに、今後の支援体制の充実を目標に特色ある取組みを紹介します。

現状

短大で実施されているボランティア活動は、地域連携、実習先、NPOなどからの要請に基づくものが多く、さまざまな形態で実施されています。

また、学生自らの意思に基づいて行うボランティア活動については、活動内容等が把握しにくい状況があります。活動先の紹介や参加学生の把握については、各短大により対応は様ざまですが、ボランティア先での活動内容を報告させ、正課として単位を与えている場合もあります。

実施状況

1. 紹介組織

学生生活指導・支援指導に関するアンケートでは、災害ボランティアのような紹介組織があるかとの問いに231校（76.7%）が「有」、68校（22.6%）が「無」と回答しています。その具体的な紹介窓口として、多くの短大では学生担当部署で紹介を行っています。ボランティアセンターや地域連携センターなどの確立された紹介組織を持たない場合は、個々の教員が紹介している現状が多く見受けられます。

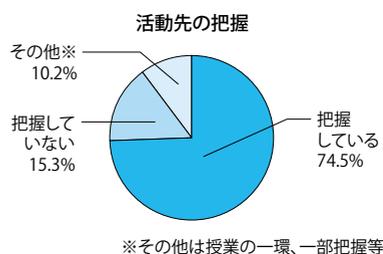
(231校による複数回答)

	ボランティアセンター	学生担当部署	就職担当部署	個々の教員	※その他
短大全体	34	130	13	56	46
	14.7%	56.3%	5.6%	24.2%	19.9%

※その他は、サークル、地域交流センター、その他の教学組織など

2. ボランティア活動の把握状況

学生のボランティア先については、74.5%の短大で把握しており、把握していない短大は15.3%です。一部把握などをあわせると84.7%の短大で活動先を把握している状況が見受けられます。



諸問題

1. 学生が抱える問題

最近の傾向として、自分の身近なことにしか関心を示さず、社会への関心や問題意識を持つ学生が少ないといわれています。また、経済的事情によりアルバイトをせざるを得ず、あわせて授業出席回数確保の問題もあり、時間的余裕がないことなどから、ボランティア活動に積極的に参加する学生は少ない状況となっています。中には就職活動に有利という理由で参加するなど、ボランティアの理念に欠けている場合もあります。他にも、ボランティアに申し込んでも当日欠席したり、ボランティア会場までの交通費を負担に感じ、積極的に行かないという報告もあります。

2. 短大が抱える問題

①組織上の問題

各大学にはボランティア募集という名称で、外部から案内文書や地域からの要請も多数寄せられてきます。限られた教職員で内容を確認することは困難を伴いますが、短大で紹介する学生の多くは未成年であり、ボランティアの依頼先や活動内容について、学生にふさわしいものかどうかを精査し、安全を確認をしたうえで、より慎重な対応をとる必要があります。

依頼内容の確認が困難なことから、地方公共団体などの依頼のみ受付けている短大もあります。このほか、地域連携担当部署と学生支援担当部署の複数の部署で紹介を行っているため、学生対応や管理が複雑になっているとの報告もあります。

ここでは、組織的に行われている短大の代表的なボランティア紹介基準、禁止・制限内容について紹介します。

[ボランティア紹介を行うにあたって重要視すること]

- 公益性・公共性が高い活動
- 営利を目的としない活動（原則無報酬）
- 安全性が担保されている活動
- 受入れ学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする団体における活動
- 受入れ側によるボランティア保険への加入

[禁止・制限内容]

- 営利を目的とする活動
- 法令に違反する活動
- 公序良俗に反する活動
- 人体に有害な活動、危険が伴う活動（自動車の運転を含む）
- 政治的・宗教的活動を目的とする活動
- 22時以降6時までの深夜早朝活動
- 本来、有資格者によって行われるべき活動
- 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護など、人命にかかわることが予想される活動
- 外務省の渡航情報で安全と確認できない地域での活動（海外ボランティア）
- 個人募集のボランティア活動
- その他、学生にふさわしくないと判断される活動

②指導上の問題

ボランティア活動について、事前に授業などにおいて、その意義や活動を行う上でのマナーなどの教育、指導を十分に行うことが望ましいのですが、なかなかその体制が整っていないのが現状です。また、ボランティア活動終了後に学生への事後指導も必要と考えますが、現実的には時間的・指導体制の問題から難しい状況もあります。

[活動を行う際に学生に課す条件]

- 事前オリエンテーションを受講するなど、事前準備を万全に行うこと。
- 学業に支障をきたさないこと。
- 学生総合保険・ボランティア保険（任意加入）に加入していること。
- 受入れ先の守秘義務、就業条件などを遵守すること。
- 未成年の場合、ボランティア活動に参加するに際して、内容によっては保護者の理解を得ておくこと。

③ボランティア先の問題

募集内容に対し、受入れ施設側で学生を受け入れる体制が整っていないケースもあります。無償の人材が欲しいだけという場合もありますし、大学側の期待や学生のニーズと実際の作業内容が合わないことがあります。参加した学生が実習生と混同され、勉強していない専門的な技術を指示される場合があり、トラブルや事故発生が懸念されます。

ボランティアサークルに対して、外部団体から依頼を受けた場合、短大が把握していないことがあります。学生にとって依頼されたボランティア活動が適切かどうかを判断できない場合には、必ず学生相談部署に相談することが求められます。

具体的な対応・取組み

ボランティアセンターや地域交流センターを設置しているところはまだ少ない状況にあり、多くの短大では学生担当部署や就職担当部署で紹介を行っているのが現状です。今後、ボランティア活動に対する支援を手厚くするには、どのような工夫が必要か考えてみましょう。

1. 組織

例えば、今回の東日本大震災などの場合、被災地での支援に関して、国も積極的なボランティア支援を求めていることから、今後一層、組織的な支援ができる専門部門が必要とされています。

現在、教員個々で紹介を行っているものについては、専門部門で集約して、体制を整えることが大切です。

2. 学生の組織作りへの積極的なサポート

学生組織がボランティア活動に対する支援を行う場合、教職員の関わりが組織の継続性に影響します。ボランティア情報の紹介基準の確認だけでなく、積極的な活動へのサポートが必要と思われます。地域社会への貢献は大学として果たすべき役割と考えれば、ボランティア活動への経費面での支援や専門部門における教職員配置などが望まれます。

3. 学生対応

学生には、希望するボランティア内容を登録させ、その情報が短大に届いた時点で通知メールを送ったり、専用掲示板で周知するなど、学生のニーズに応じた紹介がボランティア活動の活性化に効果的だと思われます。

また、ボランティア活動がスムーズに行えるよう、講義やオリエンテーションによりボランティアの心得について、周知を図ることが必要と言えます。

さらに、終了後には報告書の提出をさせ、学内でフィードバックすることが望ましいでしょう。場合によっては、ボランティア活動に参加したために、精神的なダメージを受けることも想定されます。事後の支援も十分に行う必要があります。

4. 活性化へのサポート

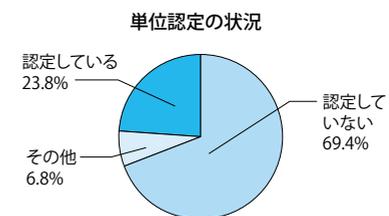
学生はボランティアに何らかの興味・関心を持っています。学生がボランティア活動への一歩を踏み出すには、正確な情報提供が鍵となります。具体的には実際に活動に参加した学生から、経験に基づく情報提供の機会を設け、体験談を聞いた上で参加させることがよいと考えます。活動報告会を開催し、参加者による発表や話し合いにより、ボランティア活動に関する認識を高める取組みを行っている短大があります。

特色のある事例

ボランティア活動についての特色ある実施事例を紹介します。

- エクステンションセンターに生涯学習、ボランティア支援の各部門を設置し、地域協同の理念に基づき、学生にボランティアを紹介。自己開拓ボランティアについても活動報告を義務付け、学生全員の動向を把握している。
- 建学（立学）の精神に基づき、ボランティアセンターを設置。大学業務へのインターンシップ制度、スチューデントスタッフ制度を創設して、学生との協同体制を確立している。
- 1年生の必修科目として、ボランティア活動を位置付け、講義と実習で体系的に学べるようにしている。この科目の目的は、地域社会でのボランティア活動を通して、自己を見つめ、社会的問題に気付き、新しい地域共同体を創造する力を養うこと。これを機に学生自らが行動していくこと促している。学生時代だけでなく生涯にわたるボランティアの継続性も期待できる。

ボランティア活動参加に対し単位認定を行っている短大は23.8%で、認定していない短大は69.4%です。今後、教育効果を期待し単位を認定する短大が増加していくことが予想されます。



※その他は一部認定、東日本大震災のみ認定等

今後の支援のあり方

1. 学生指導の充実

学生に対して、ボランティアの事前指導の実施は大切です。また、災害ボランティアなど精神的負担の大きいものは、活動後も特に十分な事後指導を行うなど心のケアが必要です。

ボランティア活動を支えるためには、教職員の豊かな知識と経験が必要です。そのため、社会福祉協議会や日本ボランティアコーディネーター協会などの団体が主催する講習会に参加して専門知識を深めることが大切です。

この他、災害ボランティア活動については防災の知識も必要です。災害救援ボランティア推進委員会の実施する基礎講座、専門団体が主催する上級セーフティリーダー講座などを受講して、実践力を身に付けておくことも重要と思われます。

2. 受入れ先との連携

ボランティア活動は、多種多様で把握が難しくなっています。だからこそ安全対策や充実した活動のためには、大学と受入れ先との間で十分な連絡調整をしておく必要があります。

また、活動の内容やその効果などについて、ボランティアする側と受ける側の双方から点検し、見直しをしていくことも、よりよい内容で継続していくために必要なことです。

3. 地域との連携

短大は、ボランティアの拠点として、学習成果を地域に還元することが今後一層期待されます。学生の自由な発想と行動力を地域の活性化に繋げ、地方公共団体・自治会・施設などとの連携を深めていくことが、ひいては大学への理解をより深めることになります。

Q & A

Q 1 ボランティア依頼内容の見極めはどのようにしたらよいですか。

A コーディネーターがいない短大は、あらかじめ紹介基準を定め、紹介をするのがよいでしょう。活動内容が不明な団体からの募集は、活動履歴、実施内容を提出してもらい、その上で紹介の判断をするのが望ましいといえます。

Q 2 有償ボランティアの対応はどのようにしたらよいのでしょうか。

A 受け入れ先によっては、いわゆる「ボラバイト（ボランティア・アルバイトの略）」もあります。募集内容を確認し、本来アルバイトとして採用すべき内容については紹介しないほうがよいでしょう。

なお、トラブルを避けるために、無償ボランティアの依頼に限定して紹介することもよいでしょう。

Q 3 災害ボランティアに参加する場合、どのようなことに注意すればよいですか。

A 東日本大震災では、心得のない自称ボランティアの人たちが、被災地のコンビニなどにある僅かな食事や水、ガソリンといった生活物資を消費していくなど、被災者に迷惑をかける状況が発生しました。被災地におけるマナーの必要性、ストレスやショックを受ける可能性があることを、事前ガイダンスで十分に指導する必要があります。

また、被災地では、さまざまな場面で予測できない事態に備え、集団行動が望ましいと言えます。終了後は参加者によるボランティア報告会を開催するなど、念入りな事後指導も必要です。

Q 4 ボランティア保険の掛金は、誰が支払うべきですか。

A ボランティア活動保険や学生総合保険（こども保険）を利用している短大が多いと思います。前者は、各市町村にある社会福祉協議会、後者は、保険代理店で取り扱っています。

ボランティアは自らの意思において行われるものという原則がありますので、学生が支払うことが適当と考えます。しかし、短大の教育の一環で実施される場合や、学生の経済的負担の軽減のため、大学が支払っているところもあります。

Q 5 ボランティアで事故が発生した場合、大学はどのように対応をすればよいですか。

A すみやかに短大が事故の状況を把握し、学生の安全確保を最優先としながら問題解決を図ることが必要です。具体的には、ボランティア先との連絡、現地での対応、保護者への連絡、学内対策組織の設置など、担当部署を中心に学内外への迅速な対応が求められます。そのために、ボランティアに行く前に、緊急時の対応で必要と思われる情報（連絡先、場所、内容、活動場所など）を提出させることが必要です。

Q 6 ボランティア活動において公欠を認めるべきでしょうか。

A 現状では9割以上の短大で認めていません。ボランティアが学生の本分である勉学に支障をきたすものであってはならないと考えます。ただし、災害ボランティアなどにおいて、文部科学省の通達や地方公共団体などからの要請がある場合に限定して、公欠を認めている短大もあります。

III

心身の健康

- 1 学生相談
- 2 健康管理
- 3 心身の健康に係る教職員および学生への啓発

1 学生相談

現状と課題

1. 学生相談室の設置

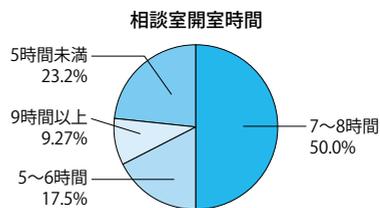
今回の調査結果では、学生相談室を設置している短大は、303校中281校（92.7%）であり、設置していない短大は22校（7.3%）でした。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という）の学生支援取組み状況に関する調査（平成22年度）によれば、短大356校の年間延べ学生相談件数の推移をみると49,500件（19年度）、54,100件（20年度）、58,100件（21年度）と年々増加しています。この相談件数に対応するため、多くの短大で学生相談室を設置しています。また、学生相談室を設置していない短大のうち、19校が短大単独法人であったことから、各短大の諸事情により設置がかなわない状況も伺えます。相談室がない場合にはクラス担任、保健師および学生担当部署の職員などが相談業務を担っています。

2. 学生相談室の運営

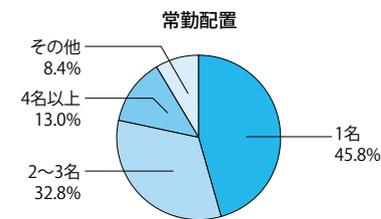
学生相談室の平日の開室時間は、各短大の事情により様ざまです。アンケート調査結果によると、回答のあった228校中、半数が7～8時間の開室時間です。この時間は事務室の開室時間に相応していると思われます。開室時間が5～6時間は17.5%で、9時間以上が9.27%あり、5時間未満の短大は53校（23.2%）あり、昼休みや夕方のみ開室している短大も見受けられます。

なお、35校の短大は平日の他土曜日も開室しています。開室時間は5時間未満が17校、7時間以上が11校ありました。

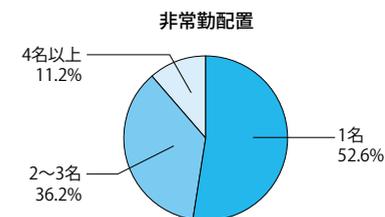


学生相談については、相談案件にもよりますが、1回の相談では終わらないケースが多く、2回、3回と続きます。このような場合、午前中の相談よりも午後あるいは夕方の時間帯での相談が多いと思われます。相談件数が増加している昨今において、短大教職員の勤務時間の都合による相談時間帯では対応しきれない状況もあると思われます。

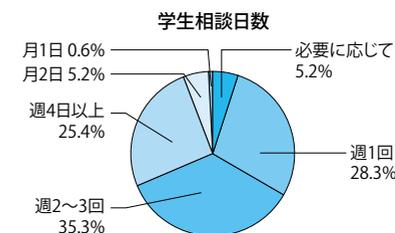
相談員を常勤で置く短大は131校でした。そのうち1名が60校（45.8%）、2～3名が43校（32.8%）、4名以上が17校（13.0%）あり、教職員が兼任している場合が11校（8.4%）でした。



非常勤を置く短大は196校あり、うち非常勤のみを置く短大は134校。非常勤を1名置く短大は103校（52.6%）、2～3名は71校（36.2%）、4名以上は22校（11.2%）です。



相談日数については、週1日が49校（28.3%）、週2～3日が61校（35.3%）、週4日以上が44校（25.4%）であり、月2日が9校（5.2%）、月1日が1校でした。また、9校においては週1～3日と回答しており、必要に応じて相談日を設けていることが伺えます。



学生の問題解決のためには、学科教員・学生担当部署・学生相談室の連携が不可欠です。しかしながら、連携の難しいこととして、ほとんどの短大が、守秘義務と個人情報の問題を挙げています。カウンセラーは、知り得た秘密は口外しないということを約束した上で相談者から話を聴いているので、守秘義務を守ることは当然のことです。しかし、例えば、授業に出られない、単位を落してしまい卒業できない、レポートが書けないなど、学科教員または学生担当部署が関わらなければ、解決しえない問題が山積しています。このような学生の問題は、決してカウンセラーだけでは解決できません。このことをまずカウンセラーに理解してもらうと同時に、学生にも問題解決には、他の部署の協力も必要であることを理解させることも大切です。学生相談室の責任ある立場の人が、「誰の何のためにカウンセリング」であるのかをカウンセラーに理解してもらい、その上で相談を行うことを雇用契約（学内者の場合は委嘱時）の条件として盛り込むことが望ましいと思われます。

退学による収入減、問題行動による他の学生にかかる迷惑行為、更にストーカー行為などによる事件への発展、保護者からのクレームなど短大の不利に繋がる場合もあることを認識する必要があります。

3. 相談内容

学生相談の内容について、日本学生支援機構の学生支援取り組み状況に関する調査（平成22年度）によれば、件数が増えている項目として、「対人関係（家族・友人・知人・異性関係）」、「進路・就職」、「発達障がい（アスペルガー、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、LD（学習障がい）」、「修学上の問題」、「精神障がい（神経症、躁うつ病、統合失調症など）」、「経済的問題」、「心理・性格（アイデンティティ、セルフコントロールなど）」などが挙げられています。

具体的な取り組み

1. 相談室の設置場所

- 相談室を人目につかない場所（別棟にするなど）に設置し、相談者が入室し易いようにしている。
- 保健室に隣接または保健室内であっても奥に設置し、保健室との連携を図るとともに、学生相談室に行くことを分かりづらくしている。
- 裏口の設置、出入口を2箇所設置している。
- 図書館内の静かな場所に設置している。

2. 相談室を持たない場合の対応

- 毎日昼休みに学生相談窓口を開設し、職員が相談に応じる。
- 相談スペースを何時でも使用できる状態にしておく。
- 一定の相談時間を決めず、臨機応変に対応している。

3. 相談室の広報

- 各トイレに相談室のパンフレットを置いて、学生に開室時間や場所がわかるようにしている。また、他にも談話室、食堂など目につきやすい場所にパンフレットを設置している。
- 入学時のガイダンスなどで学生相談室と担当者の紹介を行っている。
- 新学期ガイダンスで相談員紹介のDVD見せたり、特別講義や学科ガイダンスで相談員を知ってもらう機会を多くしている。
- 授業の1コマを学生相談室の説明に充てている。
- 学生相談室News Letterや広報のしおりなどを発行している。
- 学生相談室を知ってもらう企画として、全学生に対する講習会や「コラージュ」、「茶話会」、「心理テスト」、「エゴグラム」などのワークショップを開催している。

- 相談者が人目を気にせず行ける場所に相談室を設置していることから、廊下に学生相談室の場所を示す表示をして、場所を分かりやすくしている。

4. 学生相談室での相談以外の役割

- リラックススペースとして使用している。お茶や飴、お菓子などの飲食物や漫画、小説本コーナーを備えたり、BGMなどをかけたり、ぬいぐるみを置いたり、ソファを置いたりして癒しの空間としている。
- 昼食やお茶を一人で、もしくは相談員とすることができる場所としている。
- 「アロマ教室」、「コラージュ」、「茶話会」など、学生交流の場、友達作りの場としている。
- コミュニティールームと称し、気持ちが落ち着かない時に、静かに休める場所としている。
- グループワーク（障がい学生、コミュニケーションスキルアップ）を実施している。
- 学生相談室の隣に、他の人と対面しないように仕切がある居場所を設置している。

5. 心に何らかの問題を持つ学生の発見

- 入学時にUPI（University Personality Inventory）学生精神的健康調査などを行い、問題の早期発見に努めている。
- 相談員の空き時間に学内を巡回し、学生への声掛けを行っている。
- 教員全員が相談員となり、学生の日常の悩みを聞き、学生相談室に繋げている。
- 相談員と昼食やお茶を一緒にできるスペースを設け、何気ない話の中から問題を発見している。
- 昼休みの少しの時間を利用して「ちょっと相談」と称して毎日、相談窓口を設けている。

6. 学生相談室と学生担当部署間のよい連携

- 学生担当部署職員が学生の対応状況から判断して、積極的に学生相談室に行くように促している。
- 学生相談室と就職相談室を隣接させ、連携を図っている。
- 学生相談委員会を設置し、随時委員会を開催し、相談室、教員、学生担当部署と連携し、問題学生の対応を行っている。
- 学生担当部署に「何でも相談室」、保健管理センターに「こころの相談室」を設置し、連携している。
- 学科教員、学生担当部署、学生相談室（保健室）の三者を「連絡カード」、「夢ノート」というツールを利用することで情報共有をしている。
- 学生対応の冊子の作成や研修会を実施し、対応の理解を高めることに努めている。

7. その他

- 相談員と学生の相性の問題から、相談員を複数、日替わりで置き、学生が自分にあった相談員を選べるようにしている。

今後の支援のあり方

学生相談室に来る学生の最近の傾向を見ると、学生相談室に行くことに抵抗感が薄れて来たようにも思えます。「困っている時は相談すればいいんだ」、「相談することは何も恥ずかしいことではないんだ」という雰囲気学内に広めることが重要と思われます。それには、相談室の親しみやすい雰囲気、学生相談室の広報、または相談以外の利用も可能とするような工夫が必要となってきます。学生相談室がない短大であっても教職員が対応するなど何らかのかたちで相談に応じていると思われるので、「相談できる場所」があることを広く学生に認識をしてもらうことは大切です。近年は、保護者が学生を連れて、または保護者のみで相談に来るケースも増加していることから、

保護者への周知もますます重要となっています。

また、相談以外での居場所としての空間作りを積極的に行う必要性もあります。本委員会が行った「学生生活に関する調査報告書」vo1.2にもあるように、学生生活の中で改善してほしいことの中に、一人で過ごせる場所を求めている学生が一割を超えています。このような学生は、学内に居場所がない場合、短大に来ることができなくなり不登校の原因となります。

気軽に学生相談室に来てもらい、「受け入れてくれる場所がある」ということを知ってもらうことに努めています。

友人が少ない学生のための学生交流の場ともなり、友達づくりのきっかけとなるようさまざまな工夫を各短大が行っています。

学生の心の問題を早期に発見することは、極めて重要です。学生が相談室に来るころには、かなりの長い間問題を抱えています。このような学生の早期発見が各短大の課題となります。学生相談室を利用する学生は、心の内面をなかなか言葉に表現できないタイプの学生が少なくありません。このことから、学生の抱える問題を引き出す仕掛けとして、入学時の健康調査票にメンタル症状も含め記入させ、問題発見に役立っている短大は多数あります。中でもU P I 学生精神的健康調査を実施し、「うつ病」などの発見により、入学後の心的ケアに役立っています。

また、教職員が学生に注意を払い、声をかける中から問題を発見することです。学生にとって、相談内容、相談ごとの大きさはさまざまですが、より専門的相談が必要と判断した場合、学生相談室に繋げていくことが大切です。学生への声のかけ方には十分な注意が必要です。学生に接する教職員が傾聴法を学ぶことやインテーカーの研修に積極的に参加することも必要と思われます。

Q & A

Q 1 四年制大学併設の場合でも短大専用の学生相談室が必要ですか。

A 併設の四年制大学と共有で学生相談室を設置している短大は、アンケート調査によると146校中137校（93.8%）であり、単独で学生相談室を設置している短大は9校（6.2%）にとどまりました。

短大専用の学生相談室を単独で設置している短大では、学生の授業や都合に合わせて相談に対応するなど、きめ細かな相談体制を取っています。四年制大学との共有の場合、短大生が相談しやすいように、短大生専任相談者の配置や短大生専用相談窓口の設置なども一つの方法ではないでしょうか。

Q 2 学生相談室に精神科医を配置していますか。

A 学生相談室を設置している短大（281校）のうち、精神科医を常勤で置く短大は11校、非常勤を置く短大は36校です。半数以上の短大が月1日か2日の非常勤精神科医の配置で対応しています。その他は週1日の配置が4校、週2日は2校、週4日が1校ありました。

精神科医を学校医として置くことは、関連学科でも開設していない限り、経費的側面からも困難であると思いますが、前述の36校の短大では、月1日か2日でもよいからと精神科医を配置し、問題学生に対処していることが伺えます。いずれの短大も、より専門的知識、特に発達障がいについて詳しく知る精神科医の需要が高まっていると思われます。

Q3 学生相談室の予約はどのように行っていますか。

A 学生相談室の予約については、予約制としているのは相談枠（相談時間、件数）を多く持っている短大が多く、相談枠が少ない短大は予約制としていません。その割合はおよそ二分しています。前述のとおり、学生相談は継続するケースが多いことから、開室時間の検討が必要です。

予約方法としては、窓口での申請、電話、メール、ホームページからアクセス、予約ボックスの設置（予約票を入れる）と様ざまです。予約の混乱を防ぐために、予約は電話のみと限定している短大も多く見られます。しかし、相談者はコミュニケーションが苦手である場合も多く、メールなどで予約ができる利点もあります。常に教職員が「困っている学生の相談に出来る限り応える」というスタンスを持ち、予約形態などを検討することが望まれます。

Q4 「学生相談室」という名称をそれ以外の名称にしたいのですが、どのような名称がありますか。

A 「相談サロン」、「ほっとスペース（相談コーナー）」、「リラックスルーム」、「健康相談センター（相談室）」、「こころの相談室」、「学生支援室」。

「困っている学生」を救済するため、できる限り来室しやすくなるように「相談室の名称」を変更しようとする短大も少なくありません。

上記に列挙した名称は、その一例です。ただし、相談室の名称を変更するだけでは来室者数が増加するとは限りません。そこには、前述のとおり「相談室は『こころの病』でなくても相談してよい場所」、「よりよい学生生活ができるように相談する場所」というような広報や相談室以外の役割、例えばリラックスルーム（くつろぐ場、気持ちを静める場）としての役割などと合わせて検討し、トータル的なサービスに相応した「名称」とすることが望まれます。

2 健康管理**現状と課題****1. 保健室の運営**

保健室の開室時刻は、8:30から9:00までに開室する短大がほとんどですが、最も遅い開室時刻は11:00でした。閉室時刻は15:00が最も早く、半日程度の開室時間であり、非常勤職員のみでの運営体制をとっていました。閉室時刻で最も遅かったのは21:30までです。13時間の開室時間で、非常勤医師3名、常勤看護職員3名、非常勤看護職員2名で運営されていました。土曜日の開室時刻はほとんどが午前中までの開室でしたが、15:00、16:00、18:00までといった平日と全く変わらない開室時刻で運営している短大も見られます。

保健室の開室時間については、その運営主体が専任看護職員（保健師）の場合は、その職員の勤務体制に則した勤務になることから、開室時間は8時間が基本と思われます。また、土曜日の開室については、土曜授業に合わせた対応と思われます。しかし保健室のスタッフに勤務時間の制約があるため、複数配置でない限り難しいようです。ただ、常駐スタッフがいない短大でも、学生担当部署などの職員が対応しているケースは多く報告されています。

保健室に医師を配置している短大は28校で、そのうち4校が複数配置でした。医師を配置している短大は、四年制大学併設校にその傾向がみられます。医師を保健室と相談室の両方に配置している短大は4校ありました。非常勤医師を配置している短大は、60校を超えています。また、常勤医師と非常勤医師を合わせて配置している短大は、四年制大学併設校で、共同開設となっています。常勤医師の配置については、その人件費を考慮すると相当の経費がかかることから、保健室などに対する経費は学校間でかなりの差が見受けられました。

看護職員は非常勤も含めた場合、ほとんどの短大で配置されていますが、その人員数は短大の規模に合わせた配置となっています。看護職員の配置が

ない短大については、併設の高等学校以下の養護教員が対応する場合と、近隣の医療機関の連携で対応している場合が見られます。

多くの短大で保健室、学生相談室および学生担当部署における守秘義務と個人情報保護の関係において情報の共有化が図られておらず、組織的な連携が明確化されていないといった問題点が報告されました。これに対して三者が定期的にミーティングを実施しているといった事例の報告もありました。また、学生本人に対する対応や支援だけでは解決できないような場合、保護者との連携や専門機関との繋がりが必要となります。学生本人と保護者などの家族関係、病気に対する保護者の理解度など、複雑に絡み合うような問題も増加しています。また、平成23年度の学生生活指導者研修会においては、学生担当者が踏み込める境の判断が難しいとの報告もありました。

具体的な取組み

1. 保健室の広報

- 入学時のガイダンス（フレッシュマンキャンプ）時に保健室の開室時間や健康診断などの内容を説明している。
- 入学時のガイダンス時に健康管理や時節を反映した様ざまな内容の講演をプラスしている。
- 保健室での対応時に健康教育をプラスするよう努めている。
- 禁煙サポートを行っている。
- 女子だけなので婦人科の医師による講演会・個別相談を実施している。
- 各学科に保健委員を設置している。
- 健康意識の向上、インフルエンザなどの予防、食育および食事内容の改善といった生活改善に関することなどを内容として、広報誌などを毎月、季刊、不定期に作成している。
- また、専用掲示板により広報誌と同様の情報を発信している。

2. 保健室の設置場所

- 保健師や看護師が常駐していない場合には、保健室の設置場所を事務室など常駐者の目が届く場所に設置している。
- ケガが多く発生し易い体育館そばにケガ人の搬送などを考慮して設置している。
- 保健室から学生相談室へ入れるドアを作り、カウンセリングを受けていることを分からないようにしている。
- 医務室内に学生相談室を設置している。
- 心身の問題を抱える学生に対して、教員研究室のそばに保健室などを配置していることで、情報の共有化に効果をあげている。

今後の支援のあり方

保健室では学生が利用し易いことから、学生の心身の健康について学生相談室と密な連携をとり、早い段階で相談室を利用すべき学生の把握が可能となります。また、学生が気軽に話をする機会も多いと思われます。担任や学生支援部署との連携を上手くとることで支援の幅が広がります。

現在の学生支援担当教職員に求められるスキルは、いかに学生に寄りそっていくかです。充実した学生生活を送るためには、学生支援は重要な役割であることから、指導教員などを実施することに止まらず、クラス担任制を実施している短大も増加しています。平成23年度の研修会において、クラス制を実施している短大では、授業教室をも固定している例が報告されました。短大の学生支援や情報の共有化については、四年制大学に近いとの認識がありましたが、近年は、よりきめ細かな高等学校のような支援体制を取る短大が増えていることも見逃せません。

Q & A

Q 1 「保健室」という名称をそれ以外の名称にしたいのですが、どのような名称がありますか。

A 保健室の名称については、学校保健安全法第7条において「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する処置を行うため保健室を設けるものとする」とあります。「保健室」という名称が最も多いのですが、企業の安全衛生管理に基づく「健康管理室」「医務室」といった名称を使用している短大もあり、その他には、「保健センター」、「保健管理センター」、「健康支援室」、「健康推進室」などが報告されています。名称はその短大における健康管理に関する方針や機能を示しています。心身の健康として保健室から分離して学生相談室を設置した場合、保健室の一部として組織されており、名称もそのような意味を込めたものになっているようです。また、関係法規の改定に伴い学園（学生・教職員）の健康管理だけではなく健康を推進する取組みまでを目的に組織作りを行っているという報告もあります。

Q 2 四年制大学併設の場合でも、短大専用の保健室が必要ですか。

A 保健室などを併設の四年制大学と共有で設置している短大はアンケート調査によると、159校中129校（81.1%）、単独で設置している短大は31校（18.9%）です。学生相談室の単独での設置と比較した場合、多くの短大が四年制大学とは別に設置しています。

保健室は設置が義務づけられていることから、四年制大学を併設する場合の校舎配置の問題や、男女共学である四年制大学と女子のみの短大というような理由から別々に設置していることも考えられます。これらの事由から学生相談室より保健室などの短大単独設置が多いのではないかと考えられます。また、学生相談室におけるカウンセラーの配

置が常駐でない場合には、保健室などがその受け皿を担っている場合が多くみられます。その大学の規模などにもより、状況は異なります。

Q 3 保健室のベッド使用時間に規則を設けていますか。

A ベッド利用に時間制限を設定する背景には、体調不良の学生が回復の見込みが望める中で休養するだけでなく、保健室がたまり場になってしまう状況を考慮した結果と思われる。報告例を集約すると、ベッド使用時間は、回復を見込める状況で、1時間から2時間の範囲内となっています。また、保健室に専任の保健師などが常駐していない場合は、利用に際して事務室の職員に許可を得るといった方法を取っている短大もありました。

Q 4 保健室における身体の健康以外の役割にはどのようなものがありますか。

A 「学生相談室を利用する」と「保健室を利用する」では学生のイメージが異なるため、保健室が学生相談室の受付やインターカーの役割を担っている場合が多いようです。その他にも、学生相談室を利用すべき学生にも相談は「ちょっと敷居が高い」といったイメージがあり、まず保健室に行くといった例もあります。また、保健師などがオリエンテーションや授業の一環で「性と妊娠」「喫煙の害」「食事と体」「睡眠とリズム」「薬物と体」などについて積極的に話すことにより、学生の意識の向上のみならず、身近な保健室の広報にも役立つと思われます。

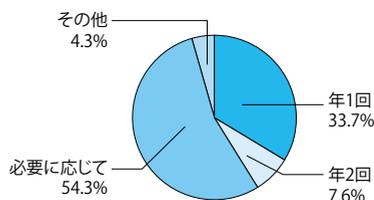
3 心身の健康に係る教職員および学生への啓発

現状と課題

1. 教職員に対する研修など

心身の健康に関して教職員に対する研修会や講演会については、303校中203校(67.0%)で実施しており、実施していない短大は96校(31.7%)です。

また、実施していると回答している短大において、定期的に行っている短大は41.3%、必要に応じて研修会や講演会を実施している短大は54.3%です。



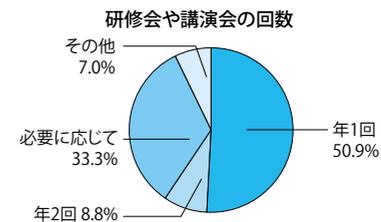
その他には、年に4、5回の研修会を定期的に行っているとの回答もあり、これは主として四年制大学併設の短大で多く見られます。このことから、研修会や講演会を行う場合、短大の規模、四年制大学併設の有無により年間の実施回数に差が出ていることが見て取れます。内容は、教職員自身の健康管理に関わる講演もあるようですが、さまざまな学生に対応するための講演が多いようです。そのテーマとしては、発達障がい、ハラスメント、うつ病などに関するものが取り上げられています。その理由としては、発達障がいが増える学生の増加に伴い、コミュニケーションがうまく取れない学生、授業時の問題行動や不登校、休学、退学となるような教育研究活動に支障をきたす学生の受け入れが増加していることが挙げられます。学生と接する全ての教職員に対する研修の実施が望まれています。

2. 学生に対する研修など

学生に対する心身の健康に関しての、研修会や講演会については、303校中117校(38.6%)で実施しており、実施していない短大は186校(61.4%)です。短大では授業時間にあまり余裕がないため、研修会や講演会を実施し

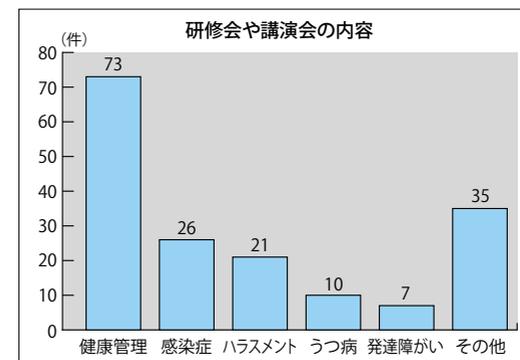
づらいという事情もあるようです。実施している短大では、オリエンテーション時や授業時間内に取り入れるなどの工夫がみられます。

回数については、研修会や講演会を実施している短大のうち、50.9%が「年に1回」と定期的に行っています。また33.3%の短大では「必要に応じて不定期」に実施しています。



学生の心身が健康でなければ、学習活動の教育効果は期待できません。健康管理を的確に推進し、教育効果をいっそう高めていくためにも、学生に対しての研修会や講演会の実施を考えたいものです。

研修会や講演会の内容は圧倒的に「健康管理」が多く、続いて「その他」に挙げられたストレス、食生活、女性の健康、薬物、喫煙、など一般的な内容が取り上げられています。発達障がい、うつ病、ハラスメント



などは個々の問題として専門医などの対応が求められる傾向にあるためか少数となっています。学生の心身の健康について、近年社会問題とされている事柄や学生自身の身近な問題を考えて内容を決定し実施することで、学生の健康に対する意識が高まるように思われます。

具体的な取組み

1. 教職員向け心身の健康に関する研修会や講演会の内容

- 学校医による健康講座、健康診断の結果に基づく講演
- 衛生委員会で決定した内容について

- 事例から学ぶ学生支援
- ミスマッチ学生の対応、面接技術
- コミュニケーションについて
- 学生相談室を利用する学生の病気と青年期に多い心の病を抱えた学生への対応について
- トラウマケアや震災うつに対する対処
- メンタルヘルスアンケートのフィードバック、メンタルヘルス分野一般
- 統合失調症、摂食障害など問題を抱えている多様なケースへの教職員の対応
- ストレスマネジメント、ピアサポートについて
- てんかん、心肺蘇生講習、自殺防止対策

2. 教職員に対する心身の健康を増進するための取組みや工夫

- 食育、食生活改善への取組み
- 保健師の学内巡回
- 担任制による学生個々への対応
- 婦人科など専門家による講演・個別相談の取組み
- 相談・カウンセリングを受けやすくする取組み
- 孤食・一人になりたい学生への取組み
- 発達障がい学生への対応に関する取組み

3. 学生に対する心身の健康に関する研修会や講演会の内容

- 女性特有の疾患（貧血、月経、子宮頸がん）と健康教育
- 性と性感染症について
- 心肺蘇生について
- 薬物乱用防止啓発、薬物の危険性について
- 喫煙の実害とアルコールについて
- 色々な勧誘への対応と防犯講習

- 新入生対象カルト・ネットビジネス被害防止について
- 青年期に起きやすい問題や課題について
- コミュニケーションスキルについて
- 進路による学生の心理健康コミュニケーションスキルについて
- ストレスマネジメントについて
- 自己表現テストの実施
- アサーショントレーニングの実施
- 臨床動作法の実施
- トラウマケアについて
- 学生相談室とその利用について

今後の支援のあり方

心と体の両面にはさまざまな健康課題が生じます。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスへの対応や健康管理、女子学生のため女性特有の疾患への対応、また、薬物乱用、感染症の問題などの課題が顕在化しています。心身の健康問題に取り組む観点から、教職員などによる健康相談、保健指導の充実・強化をするうえで、研修会実施が重要と思われます。また、優れた取組み事例などを集めた教職員用の教材を作成することもよいと思われます。

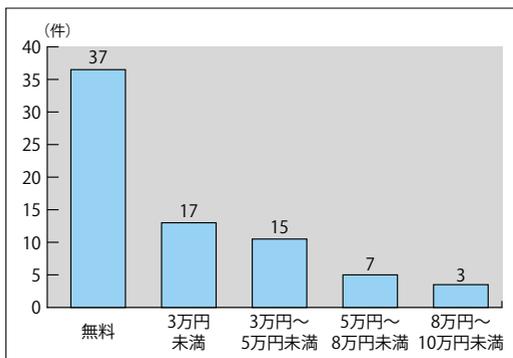
近年では学生の身体に関する問題よりも、心に関する問題が多くなっていることや、家庭・生活環境に関する問題も見られることから、短大と家庭との連携がより一層重要となります。研修会と並行して、高校のようなクラス担任制として学生と保護者などに対して、教職員が連携し相談などを通し、問題の解決を図り、短大生活によりよく適応していけるように支援していくことが望まれます。また、心身の健康問題を解決する過程で、自分自身で解決しようとする人間的な成長につなげることも重要だと思われます。

Q & A

Q 教職員向け心身の健康に関する研修会や講演会の講師費用はどのようにしていますか。

A 全体の半数近くの短大では、講師費用を無料で実施しています。「外部講師には有料、内部講師は無料」や「講師と相談」「ケースにより異なる」など、状況

に応じて対応しているようです。また、「大学コンソーシアムによるFD・SD研修に参加」することで費用のかからない方法を利用する、



学校法人全体の費用の中から支払う例も見られます。無料で講演を行っている短大が多いなか、外部講師に対する費用が20万円という回答も見られました。講演者は、「学内の教職員に依頼する」場合が多く、費用負担を軽減しながらも効果を上げる努力が見て取れます。

IV

福利厚生

- 1 経済的支援
- 2 生活支援
- 3 厚生施設の充実
- 4 災害被災学生に対する経済的支援制度 (H23委員校調査)
- 5 学費未納者への対応

大学における学生への福利厚生の充実、学生一人ひとりが大学での豊かな学生生活を通じて人間的成長をするために必要不可欠です。また、どのような学生支援が必要とされるかとの視点に立ち検討を行う必要があります。

福利厚生の章では、「経済的支援」、「生活支援」、「厚生施設の充実」に分けて取り上げています。学生への経済的支援については、奨学金制度を中心に、授業料の減免制度や延納・分納制度について、また、生活支援については、特に親元を離れひとり暮らしをする学生へのサポートを学生寮の事例を取り上げ紹介します。更には、大学の学生厚生施設の充実について、事例を交え取り上げます。

1 経済的支援

学生が安心して勉学を継続するためには、経済的な基盤が確立されていなければなりません。学生（自宅・自宅外通学）は、家庭からの援助（仕送り）や奨学金、アルバイト収入により、生活費・授業料を工面しています。本学生生活委員会が短大生を対象として実施した平成22年度「学生生活に関する調査」によると、5割に近い短大生が何らかのアルバイトを行い、各種奨学金も5割の学生（平成22年度学生生活調査：日本学生支援機構）が利用しています。

ここでは、経済的支援のうち大学奨学金（学内奨学金）および外部団体による奨学金制度の紹介と事例、家計の一時的な困窮や災害など罹災者に対する授業料の減免制度並びに延納・分納制度についても取り上げます。

奨学金（学内奨学金・外部奨学金）

1. 大学奨学金（学内奨学金）

給付型奨学金制度は、大学の運営資金からの支出となるため、大学の規模や経営状況によって給付対象となる学生数は大きく異なります。

貸与型奨学金制度は、経済的な困窮が発生した場合の一時的な対応の場合が多く、長期的な状況となれば、日本学生支援機構の貸与奨学金を紹介します。

①給付型奨学金制度

●学業成績優秀者に対する奨学金制度

学業の奨励を目的として、経済的状況に関わらず学業成績の優秀な学生を対象とした制度です。

学納金の納付が困難である場合、授業料減免の方法で実施される場合があります。

●緊急支援奨学金制度

学生の経済的な救済を目的とし、家計の支持者（学費の支弁者）の倒産・解雇・自己破産、或いは疾病や重度の後遺障がいにより学費の納付が困難となった場合を対象とする制度です。

●災害支援奨学金制度

家計の支持者（学費の支弁者）が罹災し、学費の納付が困難となった場合を対象とする制度です。

大規模災害の罹災者に対しては、授業料の減免と同時に実施される事例もあります。

●資格取得支援奨学金制度

大学で指定した資格の取得を奨励し、資格を取得した場合、或いは、一定の点数に到達した場合に定額の奨学金を給付する制度です。対象となる資格は、英語資格（英検、TOEFL、TOEIC）、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）試験など学科の教育目標により様ざまです。

●教職員による学生支援奨学金制度

教職員からの義援金などを原資として設立した制度です。

Q & A

Q1 奨学金制度を周知する時に、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 学生のみならず、保護者に周知する方策の検討が必要です（保護者会や配付物・会報誌、大学ウェブサイトなど）。また、日本学生支援機構の説明会を実施する際には、他の奨学金についても情報を提供した方が手厚い支援となります。

Q2 貸与型、給付型のそれぞれの奨学金を支給するに際して、「選考基準」の設定が必要だと思われませんが、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 給付型の奨学金において、経済的状況を選考基準としている場合、所得の捉え方の違いから、基準の設定が困難となる場合がありますので、その場合、日本学生支援機構奨学金の選考基準を準用する方法が考えられます。

困窮している学生を的確に選考するため、日本学生支援機構の手続きを条件とすることも考えられます。学業成績を「選考基準」とする場合は、GPA（Grade Point Average）を利用するなど、公平な指標の導入が必要と考えられます。

②貸与型奨学金制度

家計支持者の失職などによる一時的な経済的困窮者を対象に募集を行い、修得単位数、卒業要件など成績状況により選考を行う場合もあります。制度の多くは、家計の状況が回復するまでの利用を前提として、貸与型の奨学金により救済しています。困窮が継続する場合は、日本学生支援機構の奨学金を利用させることが必要です。

●卒業年次生に対する貸与奨学金制度

卒業に必要な単位を取得し、企業からの採用内定を受けているが、家計の

支持者の死亡・倒産・失職などで経済的な困窮に陥り、学費の納付が困難となった場合を対象とする制度です。

Q & A

Q 貸与型の奨学金の問題点として、どのようなことがあるでしょうか。

A 貸与型の奨学金について、返済の事務が煩雑となり、また、滞納や取り立ての問題もあることから、給付型への移行を検討している事例が見受けられます。卒業後の学生について、督促や滞納者などに法的な手続きが必要となる場合は、顧問弁護士の指示に従い行う必要があります。

2. 教育後援会（保護者会）・同窓会による奨学金制度

教育後援会（保護者会）・同窓会組織による貸与型および給付型の奨学金制度があり、成績優秀者を対象とし、学業奨励を目的とするもの、家計支持者の死亡などにより家計が急変し、経済的困窮から修学が困難となった学生を対象とするもの、また、その両方を選考の対象とするものがあります。

Q & A

Q 学内奨学金制度を行うにあたって、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 大学の奨学金制度を補完する制度も多く、恒久的な困窮であれば、日本学生支援機構奨学金や公的な奨学金制度の利用を薦めることがよいでしょう。また、学納金の納付および家計も支えなければならない状況の場合もあり、休学し学費を蓄え復学するという選択も含め助言しなければなりません。

保証人が奨学金を使ってしまわないよう、奨学金を学費として納入させている事例もあり、学生の家庭の事情なども十分考慮した支援が求められます。

奨学金の申請手続によって知り得た個人情報、教育指導上必要と考えられる最低限の範囲への周知に留め、他の学生や無関係な教職員が知り得るような状況（大声で電話連絡する、或いは話題にするなど）について十分な配慮が必要です。

3. 外部奨学金

①日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があり、本人の成績および経済状況により選考され貸与されます。学生の多くが利用し、条件によっては、第一種奨学金と第二種奨学金の併用で貸与を受けることも可能です。

また、保護者の失職・倒産・罹災などにより、学費の納付が困難となった場合には、緊急採用（第一種）、応急採用（第二種）により申請が可能です。

しかし、学生本人に「貸し与えられるもの（＝返す必要のあるもの）」との認識が薄く、卒業後の返還義務についても、この奨学金の原資は貸与された者の返還資金が活用されるため、返還に対する責任感を強く持つよう指導することが重要です。

●第一種奨学金

専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年生）、短期大学、大学、大学院に在学する学生を対象とし、無利息で一定額を貸し付けます。選考基準は本人の成績および経済状況です。

●第二種奨学金

専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年生）、短期大学、大学、大学院に在学する学生を対象とし、利息付で一定額を貸し付けます。選考基準は本人の成績および経済状況ですが、第一種奨学金の選考基準より緩やかな基準で選考されます。

日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp/>

Q & A

Q 特に日本学生支援機構奨学金について、留意すべき点はあるでしょうか。

A 日本学生支援機構奨学金については、募集の期間が限られ、説明会への参加や申し込み手続きなどの期限の設定が多くあります。学生への通知は、Eメール、ポータル情報システム、自宅への電話、手紙などあらゆる方法で行っていく必要があります。また、安易な考えで申し込みを行い、返済義務のあるものであることの認識に乏しい場合があるため、返済の自覚を促す仕組みが必要です。しかし、その一方で返還のあてがないので、あきらめてしまう事例が見られ、申込みにあたっては、返還方法や関係するであろう諸事項について、十分考慮した説明が必要になります。

②地方自治体所管奨学金

都道府県・市町村の奨学金制度は、学生がその自治体出身か、または保護者が居住しているかが条件となり、貸与型および給付型があります。しかし他の奨学金との併給が不可となる場合もあるので、注意が必要です。それらの情報については、自治体のウェブサイトで確認が必要です。また、申請は学生が大学を通じて行う場合と本人が直接行う場合があります。

4. その他財団などの奨学金

民間育英団体や企業を母体とした奨学金制度について、貸与型および給付型奨学金制度があり、毎年定期や不定期に募集されるものや、特定の学部・学科で学ぶ学生を対象とするもの、成績優秀者に与えられるものや、学費負担者の交通事故や災害などを原因として経済的な困窮がある場合を対象としている制度もあります。

- あしなが奨学金制度（あしなが育英会）

学費負担者が病気や災害（自動車事故を除く）、自殺で死亡など、重度の後遺障がいで働けない場合、奨学金の貸与（無利子）が申請できます。

あしなが育英会 <http://www.ashinaga.org/>

- 交通遺児育英会奨学生（公益財団法人交通遺児育英会）

学費負担者が自動車事故や踏切事故など道路における交通事故で死亡した場合、著しい後遺障がいのため働けなくなった場合、奨学金の貸与（無利子）が申請できます。

公益財団法人交通遺児育英会 <http://www.kotsuiji.com/>

5. 国および民間の教育ローン

銀行や信用金庫、労働金庫など金融機関やクレジット会社が提供する教育ローンについては、学内奨学金や日本学生支援機構奨学金および国の教育貸付である日本政策金融公庫教育ローン以外の選択肢として、経済的に困窮している学生に情報提供ができることが望ましいですが、借入利息や連帯保証の制度など契約内容について保護者とよく相談の上で利用するよう指導する必要があります。また、そうした民間の教育ローンと設置母体の学校法人などが提携を結ぶことによって借入手続きが迅速に行われ、契約内容を一般の申込より有利にできる場合もあります。

- 日本政策金融公庫教育ローン

教育一般貸付制度では、入学資金の貸付であれば、合格発表前から申込みが可能であり、学費以外にも受験費用やアパート・マンションの住居費、通学費用など1年間に必要となる費用が融資の対象となり、入学予定者の保護者から入学納付金の延納について相談があった場合、学内の制度で対応できないときは、このような公的な制度の情報提供も必要です。

日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/>

授業料などの減免制度（経済的困窮・災害など）

経済的な理由によって授業料の納付が困難かつ、学力基準を満たす者にその納付を免除したり、また、災害などの罹災を原因として経済的な困窮に陥った場合についても被災の状況に応じて授業料などの全額免除、一部免除などの措置を行い、修学の継続を支援するものです。特に東日本大震災により被災した学生および保護者に対しては、多くの大学で授業料などの減免措置を行っており、被災の状況によっては、在学期間の全てをその対象とせざるを得ない場合も生じ、また、給付型奨学金制度と併せて設けている場合もあります。

入試成績の優秀者に対し、授業料などを減免する制度として、特待生制度があります。

- 特待生制度

入学試験などの成績から特待生として入学を認め、入学金や初年度授業料の全額ないし半額を免除する制度で、一般試験の成績優秀者や特待生入試の合格者を対象とする場合があります。また、スポーツ特待や資格による特待生制度を併せもつこともあり、授業料など減免による経済的な支援の選考方式は様ざまです。

授業料の延納・分納制度

授業料の延納・分納制度は、経済的な理由で期限までに授業料の納付が困難な場合に、申請により一定期間納付を猶予する、或いは、分割での納付を認める制度です。延納の期日については当該学期中とする場合、或いは一定期間とする場合があります。分納については、2分割や3分割など納入方法は様ざまです。

授業料の延納制度を利用し、延納期間中に各種奨学金を申請し、奨学金の貸与または給付を受け、学費納付を計画する場合がありますが、資金計画が充分でないため、未納のまま除籍となる場合もあります。

Q & A

Q 授業料の延納者に対する対応として、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 学生が家計の状況を把握していないため、救済の手続き（奨学金、授業料減免など）に繋がらない場合があります。延納・分納の手続きの際にクラス担任も交え、十分に事情を確認し、対応していくことが重要です。

経済的支援を希望している学生が的確な奨学金制度を利用できるように家庭の経済状況の把握を指導教員と協力して行う必要があります。たとえば学費未納による退学・除籍の可能性がある場合、学生自身に現状を知らせ、奨学金などの申請をさせ救済することやその中で学生自身が家計を支えなければならない危機的な困窮の場合には、早期に休学や退学を含めアドバイスすることも重要な役割となります。学生の経済状況の問題に関しては、担当教員と学生担当職員の連携が大切です。

延納者に対して、延滞金を付加し、未納となることを抑止している事例も見られます。

2 生活支援

ひとり暮らし（自宅外通学）のサポート

ひとり暮らしの学生は、個々のプライベートな生活のため、自宅通学や寮生のように生活状況を知ることが困難です。そこで各大学の方針によりクラス担任制などをもうけ、個々の学生との関わりを持つことにより、生活基盤である経済的な問題や心身の健康状態、日常生活への危機管理の認識や学業への意欲、取組み方を把握することができます。また、保護者との連絡を密にすることにより学生の生活状況の共通理解や学生への充実した支援のあり方について各学生担当部署（学生課・保健室・学生相談室）と連携することが大切です。

学生寮（運営・管理形態）

大学キャンパスまでが遠距離で通学が困難な学生のために、学生専用の住まいとして、経済的で安心安全な生活の場の提供として学生寮があります。その設置目的・管理運営や寮規則・形態は大学の方針により異なります。

●寮の運営設置目的

大学の建学の精神や教育目標をかかげ、多くの仲間との共同生活を通して家庭では学ぶことの出来ない協調性や社会性を身に付け、人間形成の場としての役割をもっています。

●寮の形態について

寮の形態として、教育寮・生活支援寮・管理寮・自治寮があります。

a) 教育寮

寮生に寮生活を通して教育的な指導をすることを目標として寮運営を行っています。

b) 生活支援寮

寮生の寮生活を全面的に支援することを目標として運営を行っています。

c) 管理寮

学生寮に管理人が常駐して、学生生活支援は行わず管理業務のみを行っています。

d) 自治寮

寮生の自治組織により、寮生の総意の総和をもって運営を行っています。

●生活支援寮の運営として

学生生活をはじめ、学習環境・心身の健康などを全面的に支援することを目的として運営を行っています。

1. 生活環境・学習環境の整備

寮の生活時間・諸手続き（帰省・外泊届など）については大学側の運営方針により処理を行います。寮室（共同部屋・個室）には生活必要最低限の家具・備品が設置され、寮生の要望により、事務室などで貸出し備品（ノートパソコン・ミシン・アイロン・布団乾燥機・調理機器など）を完備し、飲み物などの自販機の設置や備品販売サービスを行います。寮室が共同部屋の場合、共用使用の食堂・浴室・洗濯室・学習室などの設備について、食堂は、寮生にとって憩いの場となることが多く、集会や活動ホールとしても使用できること、浴室も同様に共同使用の場合は個室のシャワールームの設置や洗濯室、洗濯機・乾燥機・手洗い用の湯沸器の設置も必要です。学習室はパソコンの設置、インターネットの接続、貸出し用図書の完備、本の充実（新聞・新刊書の設置）、個人使用のための自習室の設置が望まれます。寮棟内のバリアフリーとしては、玄関入口に段差がなく、階段・トイレに手摺り、各階の移動用のエレベーターの設置が望まれます。

学生寮への入居希望者には、パンフレットを作成し、オープンキャンパス

で配布したり、入学案内に同封します。また、見学や体験入寮期間をもうけ、寮生活への理解を促すことも必要です。

2. 施設の管理

寮棟内の設備メンテナンスは、業者によるガス（ガス漏れ感知器）・水道（簡易水道検査・受水槽・浴室の水質の確認）・電気（月例・年次点検）などの法定・定期点検や修理・修繕に関すること、年2回の消防点検・清掃（害虫駆除・生活廃水配管・共有場所の清掃）・庭木の剪定など委託する必要があります。寮室の清掃点検は、各寮生で行い、共有場所の清掃は、寮生が行わなければならない場合、当番制で行います。また、長期休み開始時期などに修理箇所の調査と寮生への確認が必要です。寮棟の施設設備の改善に関する要望は予算申請書の提出の準備と併せ、事前に寮生の意見を聞き、それらが改善に繋がると在寮意識や仲間意識の向上にも繋がります。

3. 健康管理

寮生提出用記録簿（カード）欄から病歴などを事前に把握し、必要に応じて面談を行い、対応についての共通認識に繋げることが必要です。寮室が共同部屋の場合は麻疹・インフルエンザなどの感染症の発症にあたり、病人を隔離できる個室保健室設置と大学の保健室の協力の下、対応マニュアルを作成し、常備薬や貸出用備品（アイスノン・体温計）の完備を行います。また、病気介助記録、急病人の病院搬送介助、必要に応じて病人食の提供やおかゆ・ゼリーなどの販売などの準備を行います。寮内に病院マップを設置することや、よろず相談のできる場所の提供、学生・寮生活についての相談や学生相談センターへの紹介を行います。

4. 寮生同士の交流

寮生は寮生会組織の一員として、規約（寮長・副寮長・議長・会計・清掃・食事など）や寮生会をつくり、寮生の総意で寮行事（新入生歓迎会・納涼会・

クリスマス会・送別会など）を企画し、また、寮生活での問題点を改善し、快適な寮生活への提案を行うことができる組織づくりを行います。役員の任期、選出、改選にあたり同様規約にて運営を行います。寮生同士の交流の場として文化活動（浴衣着付け教室・1日体験茶道・華道教室など）を企画し、友人の幅を広げ仲間意識を高めることもできます。

5. 学業および正課外活動の促進

寮生の希望や学業および正課外活動の促進のために、長期休業中の開寮や生活時間の見直し、食事時間の変更や夕食の置き置きなど、寮生のニーズにきめ細かく応えていくことも必要です。

6. 将来の生活支援

地方出身の寮生のため、地方求人情報を大学側から協力を得て提供することにより就職活動を促進することができます。また、就職マナー教室などの講演・講座を開催して、下級生にも参加させ就職意識を高めることも必要です。

7. 寮生の危機管理

寮の安全のため外周に機械警備など（センサー警備・監視カメラの設置）のセキュリティを行い、また、常駐警備員の配備や、ICカードなどによる出入管理を行い寮生の安全を図る方法もあります。

寮生会で自衛消防組織をつくり、年2回消防避難訓練を行い、防災意識を高めると同時に業者による消防点検（消火栓・火災報知器）を行い、また、寮棟内に、危機管理マニュアルによる避難経路図の表示を行います。時には警察署に「防犯意識について」の講話を依頼し、寮生に危機管理の意識を高めることが大切です。

8. 寮運営

寮運営についての報告や監視を行う機関（委員会）の設置が必要です。

Q & A

Q 寮の運営にあたり、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 学生相談が必要となる事例が増えているとの報告もあり、寮での対応のみならず、専門のカウンセラーとの連携により、時間をかけて問題解決に当たる必要があります。

寮での引きこもり（不登校）などの問題もあり、学生寮は卒業を目標・目的として生活支援を行っていく必要があるため、心身の治療が必要な場合は、保護者と退寮も含め話し合う必要があります。

寮で学生相談（寮生活など）を行っている場合、学生の授業への出欠席の情報が共有できればそれに応じた対策が可能となります。

カウンセリングが必要となる場合、問題解決には時間がかかるため、保護者、大学・学生寮職員が協力して対応していく必要があります。

寮生の交流の場として、各種行事イベントを実施したり、避難訓練などを通して協力体制作りや、食事会など寮生同士のコミュニケーションの機会を工夫していく必要があります。

学生のニーズの多様化に可能な限り対応する必要があります。

アパートの紹介

学生アパート・マンションなどの物件紹介について信頼のおける業者を指定し、契約金や仲介手数料を割引させるなど学生サービスを向上させている事例もあり、また、入学手続き者に対して、アパート紹介のコーナーを学内に一定期間設け、大学に近く通学に便利な物件について案内する事例もあります。更には、入学手続きの書類に「住まいの案内」「生活家具などのレンタル情報」のパンフレットを同封し、学生会館および学生マンションを案内し、インターネットでの検索や同封の申込みハガキなどで資料請求ができるよう情報を提供する方法もあります。

マンション・アパートとの提携

民間業者との提携により指定大学の学生のみを受け入れる学生マンションの設置やその利用、業者が管理運営する管理人同居の学生寮もあり、安心安全な住まいの案内をしている事例もあります。また、大学所有の学生寮の廃止に伴い、民間業者に委託する場合も見受けられます。このような学生マンションやアパートが大学のリスクマネジメントの点からも普及してきています。

●株式会社学生情報センター（ナジック）

学生専用マンションを全国で展開しています。大学より委託された学生マンションや自社管理物件が多く紹介されています。

ナジック学生マンション情報 <http://749.jp/>

Q & A

Q ひとり暮らしを始める学生に対して、注意すべき点としてどのようなことがありますか。

A 学生マンションやアパートでひとり暮らしを始めるにあたり、防犯意識が低い場合が多く、新入生オリエンテーションにおいて警察の生活安全課に話をしてもらい、防犯に対する意識を高めることや、地域住民などにも、安全対策への協力を得ていく必要があります。また、大規模災害が発生した場合、ひとり暮らしをする学生の安否確認の連絡方法について検討しておく必要があります。

3 厚生施設の充実

本協会の学生生活委員会が平成22年に短大生を対象に実施した「学生生活に関する調査」によれば、キャンパス内のお気に入りの場所として、1位「図書館」、2位「学生食堂」、3位「教室」を挙げています。また一方で学生生活の中で改善して欲しいこととして、「学食・学生ホール、学生会館」などの利便性の向上を一番に挙げ、学生が憩う場として図書館や食堂・学生ホールの機能が充実することが学生満足度の向上に繋がることを示唆しています。

1. 学生会館（学生ホール）、国際交流会館など

学生が集う憩いの場所として、学生会館（学生ホール）を設置する場合や、留学生が多く在籍している大学では、交流の場として国際交流会館を持つ大学もあります。多目的ホールを設置し、勉強以外のさまざまな活動の場として提供したり、学生の合宿が可能な施設を持つ場合もあります。

2. 図書館

学生の図書館利用については、授業に関する書籍の閲覧以外に雑誌や新聞の閲覧、パソコンの利用、DVDなど映像資料の鑑賞など、情報収集の場所として活用され、また、学生が個人のパソコンを持ち込み、学内の無線LANを通じてインターネットなどを利用したり、スマートフォンやタブレット端末を利用できるよう通信業者のアクセスポイントを設置するなど、情報機器利用のための設備を整備している場合もあります。最近では、コーヒーラウンジやカフェを併設し、図書館の利用率が上がった事例も報告されています。

3. 博物館などの付属施設

大学の長い歴史による研究成果の蓄積を社会に還元する意味から、大学博物館や美術館を併設している場合や、また、スポーツトレーニングセンター、フィットネスルームを設置し、学生の健康維持・管理に役立てている大学もあります。

4. 学内レストラン

学生の食に対する関心の高まりから、これまでの学生食堂ではなく、学生カフェ・レストランとして、バラエティに富んだ食事の提供やカロリー表示などを行い、学生が自ら栄養管理できるシステムが好評であるとの報告もあります。同時に学生同士の交流の場所として、とても有効的な役割を果たしているケースもあります。

学生食堂は、食堂としての機能を優先するあまり、食事の時間以外、活用できない場合も多いのですが、大学によっては、学生ラウンジの機能も合わせ、テーブルを利用し、個人のパソコンで学内の無線LANを通じてのインターネット接続や通信業者のアクセスポイントを設置し、スマートフォンやタブレット端末を利用できるよう整備している場合もあります。

食事の時間以外にも学生の憩いの場として、積極的に活用できる施設として整備していく必要があります。

5. コンビニの設置

学内の購買などを大手チェーン店に委託してコンビニとして改装し、また、学生証に電子マネーなどの機能を持たせ利便性を高めている場合もあります。

6. 銀行ATM

大学構内や学内のコンビニに銀行などのATMを設置することにより、学生の利便性も高められ、また、併せて地域住民の方の利用に資することもできます。

バリアフリー

障がいをもつ学生を受け入れることにより、生活に密接した部分である障がい者用トイレや講義室の移動のためのスロープ、エレベーターの設置が今後もますます必要と考えられます。古い校舎では設置がない場合もありますが、耐震補強の工事の際には、バリアフリーの観点からも見直すことが重要です。

学生が怪我などで一時的に車椅子や松葉杖を使用することも想定し、教室や学内施設が円滑に使用できるように改善していく必要があります。また、段差などの危険箇所を日頃から把握しておくことが大切です。

障がいを持つ学生の入学や入学後に事故などで障がいを持つこととなった学生に対して、建物や設備などのハード面の整備に合わせて、教職員や学生のボランティアによるサポート体制の構築などソフト面の整備を行っていく必要もあります。

4 災害被災学生に対する経済的支援制度 (H23委員校調査)

- 東日本大震災の発生を受け、委員校を対象として緊急調査を実施(平成23年5月)

短期大学名	災害などの被災学生に対する制度	
	名称・対象・要件	減免額
聖徳大学 短期大学部	特別措置 災害救助法適用地域に世帯(在学学生は実家)があり、右記事項に該当する方	2.(1) [1]学費支弁者が死亡・行方不明 [2]学費支弁者の家屋が全壊・全焼・流失 [3]学費支弁者の家屋が半壊・半焼 [4]避難生活を余儀なくされている [5]学費支弁者の家屋が部分損壊 (2)り災証明書などの交付が受けられる方
青山学院女子 短期大学	「東北地方太平洋沖地震」により被災された2011年度新入生および在学学生への特別措置 新入生または2010年度以前入学の在学学生の内、東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用地域(東京都を除く)に居住する方、または保証人が災害救助法適用地域(東京都を除く)に居住している方	入学金免除(新入生のみ該当)、授業料の免除、施設設備料・実験実習料および諸会費などの免除
大妻女子大学 短期大学部	災害罹災などによる学生納付の減免 本学全学生:天災・その他の災害で経済上修学が困難また、家計支援者の死亡・各項に準ずる事情が生じた者	年間授業料の30%
杉野服飾大学 短期大学部	学生の事故・被災などに対する措置 杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部に在学する者 学生の実家あるいは下宿先が災害(火災・地震・風水害など)にあった場合	前期または後期授業料50%減免
戸板女子 短期大学	当別処置 罹災した学生(新入生)などの学費減免措置 災害状況から経済的損失が甚大なことにより学費の納付が困難である場合	罹災状況により減免額を決定

災害などの被災学生に対する制度	
備 考	
【新入生】 左記、2.(1) [1] [2] [3]にあてはまる場合 入学金 全額免除・平成23年度 前期授業料 全額免除 左記、2.(1) [4] [5]にあてはまる場合 入学金 半額免除・平成23年度 前期授業料 延納措置	
【在学学生】 左記、2.(1) [1] [2] [3]にあてはまる場合 平成23年度 前期授業料 全額免除 左記、2.(1) [4] [5]にあてはまる場合 平成23年度 前期授業料 延納措置	
[被災状況により次のとおり別れる] ●被災による保証人の死亡または居住家屋の全壊、全焼、もしくは流失 →入学金の免除(新入生のみ該当)、授業料の全額(1年分)の免除、施設設備料・実験実習料および諸会費などの免除 ●居住家屋の半壊もしくは半焼 →入学金の免除(新入生のみ該当)、授業料の半額(前期分)の免除、施設設備料・実験実習料および諸会費などの免除 ●家屋の一部損壊→修学助成金(200,000円) 給付。	
①減免資格は他の理由で減免制度給付制の奨学金を受けている者を除く、災害時期により、卒業学年は対象外になる場合がある。 ②減額期間は採用された該当年度。 ③減免措置は授業料を減免することにより実施する。 ④募集方法は学生担当部署に申請書を受け記入し提出する。 ⑤出願期間は災害が発生した場合に掲示で知らせる。 ⑥選考方法は減免願・成績・その他の書類(減免願申請に記載)選考委員会で決定する。	
状況により見舞金支給の場合もある。 今回の東日本大震災での被災者は0名のため適用していない。	
家屋全壊: 入学金全額免除・前期授業料全額免除 器物破損など: 前期授業料半額免除 東日本大震災で在学学生の被災該当者は無し	

短期大学名	災害などの被災学生に対する制度	
	名称・対象・要件	減免額
文化学園大学 短期大学部	文化学園大学東日本大震災特別奨学金 東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域に該当する学生 家屋全壊・半壊・一部損害・保護者の失職および収入減少 注:本学では人的被害	年間授業料100%、75%、50%、25% 減免
東京農業大学 短期大学部	1、【東日本大震災および長野県北部地震による災害救助法適用地域(東京都を除く)に保護者が居住する2011年度新入生(編入学生含む)への授業料など免除・減免特別措置】 2、東日本大震災および長野県北部地震による災害救助法適用地域(東京都を除く)に保護者が居住する2011年度在學生(新入生、編入学生除く)への授業料など免除・減免特別措置	1、2011年度(新入生)入学金および授業料全額、実験実習費全額、整備拡充費全額(被災状況により異なる) 2、2011年度(新入生を除く)授業料全額、授業料半額、実験実習費全額、整備拡充費全額(被災状況により異なる)
目白大学 短期大学部	激甚災害など被災学生に係る授業料免除制度 学校法人の設置する各大学に在学する者 激甚災害指定基準に基づく災害救助法適用地域、その周辺の被災地域において学納金の支弁者である保護者または保証人が死亡、あるいは、家屋の流失・全焼・全壊により、経済的被害を受けたために学納金納入が著しく困難になった場合	授業料全額

災害などの被災学生に対する制度	
備 考	
1、(左記) ①2011年4月28日までに必要書類を添えて申請した者に対し、入学金および授業料を全額を免除する ②被災状況が家屋の全壊の者または避難生活者であり、失職などにより収入見込みのない者に該当する場合は、前号①に加え「実験実習費全額と整備拡充費全額」を免除する 2、(左記) ①家屋の全壊の者または避難生活者であり、失職などにより収入見込みのない者→授業料全額、実験実習費全額、整備拡充費全額を免除 ②家屋の全壊の者、避難生活者、失職などにより収入見込みのない者のいずれかに該当する者→授業料全額免除 ③家屋の多大な損壊、震災による収入減または震災による経済困窮者→授業料半額免除	

短期大学名	災害などの被災学生に対する制度	
	名称・対象・要件	減免額
名古屋学芸大学 短期大学部	【激甚災害など被災学生に係る学費など免除および見舞金支給】 学校法人の設置する各大学に在学する者あるいは入学予定の者 法律による激甚災害指定の災害あるいは指定が予測される災害により学費負担者が死亡あるいは被災したことなどにより学費の納付が困難である場合	入学金および学費(授業料、施設費および実習費など)の全額あるいは半額を免除できる
園田学園女子大学 短期大学部	東北関東大震災被災学生の受け入れについて 被災地の大学・短期大学に入学予定もしくは在籍している女子学生	兵庫県南部地震り災学生の学費の免除に関する規程に準じる
武庫川女子大学 短期大学部	東北地方太平洋沖地震により被災した世帯の在学学生並びに新入学生に対する学費の減免措置 平成23年度新入生、在学学生 東北地方太平洋沖地震による災害救助法適用地域において被災した世帯	新入生:入学金の全額、前期学費の全額または半額 在学学生:前期学費の全額または半額

災害等の被災学生に対する制度	備考
1)全額免除(1学期) ①学費負担者が、災害が直接の原因で1年以内に死亡または6か月以上の入院若しくはそれと同等の状況に陥ったとき ②学費負担者が現に住んでいた建物が全壊または全焼もしくはそれと同等の被災をしたとき ※(今回の東日本大震災に関しては、1年間の学費について全額免除を適用)	
2)半額免除(1学期) ①学費負担者が、災害が直接の原因で1年以内に3か月以上6か月未満の入院または6か月以上失業若しくはそれと同等の状況に陥ったとき ②学費負担者が現に住んでいた建物が半壊または半焼もしくはそれと同等の被災をしたとき ※(一般に災害による被災学生が生じた場合には、状況判断により見舞金支給などの救済措置)	
尚、減免の額については、兵庫県南部地震り災学生の学費の免除に関する規程に準じるとなっており、学費の半額減免となる。	
1 全額減免の対象 ①被災地に居住する学費負担者が災害に起因する事由で死亡した場合 ②学費負担者が所有し居住する家屋が全壊、焼失、流出した場合(半壊であっても修理不可能で取壊すものも含む) 2 半額減免(入学金は全額)の対象 ①被災地に居住する学費負担者が災害に起因する事由で負傷し、入院・長期療養が必要な場合 ②学費負担者が所有し居住する家屋が半壊した場合 その他、武庫川学院奨学(授業料の40%給付または20万円の給付)でも対応。	

5 学費未納者への対応

●学費未納者への対応について、委員校を対象として調査を実施（平成23年5月）

短期大学名	学費未納者への対応について	
	分納・延納期限	督促手続
聖徳大学 短期大学部	分納・延納期限：前期分8月31日、後期分は1月20日まで	担当課：経理課 方法：延納願いに従って個別に対応している
青山学院女子 短期大学	前期6月30日、後期12月16日まで	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の期日までに学費の納入が困難な学生に対しては、事前に延納願を提出してもらう。 ●延納の期限を過ぎたものについて、納入状況を確認しながら、学生課より電話、文書などにて督促。 ●身分異動を確定させる時期に合わせて、未納者リストを学生課から教務課に提出し、督促業務を移管（教務課にて、退学・除籍などを説明）。
大妻女子大学 短期大学部	【学費延納願】学費を期限までに納入できない場合、分納して納入できる、また納入期間を延長できる。願いを提出する前に、クラス担任と相談の上、その後学生担当部署に提出する。願いの締め切りは、前期学費分4月30日、後期9月30日まで	経済的困窮している学生に、現状を聞き、分納・延納の手続きの説明やクラス担任とも相談を行い学業が続けられる方法をアドバイスする。納入期限までに納入しないと、財務グループから督促状が送付される。
杉野服飾大学 短期大学部	原則、前期6月末、後期12月末まで	授業料徴収担当である経理課が納入期限一か月後をめどに督促を行っている。 1年生のオリエンテーション時に経理課職員による納付金の説明を行っている。その際に分納・延納願のこと、除籍の可能性についても説明している。 *原則、分納・延納期限を定めているが、実際には年度末の3月31日まで認めている。
戸板女子 短期大学	前期は6月末・後期は12月末	学生部より本人自宅へ直接電話

学費未納者への対応について	
除籍／退学	最終納入期限
前期は9月、後期は1月の教授会に諮り除籍通知を出す。	分納・延納期限：前期分8月31日、後期分は1月20日まで
【除籍／退学日：各期末日】 <ul style="list-style-type: none"> ●期末の教授会にて、除籍・退学を審議（教務課） ●除籍が承認された場合、通知（教務課） 	【期末の教授会開催日の1週間から10日前くらいまで】 （教授会での審議にあたり、納入の有無の確認の必要があるため）
督促されても納入の意思がない場合、教授会の議を経て学長が除籍とする。除籍の通知は学生支援グループから送付する。	各期末まで、財務グループが対応する。
除籍／退学日：前期：6月末、後期：12月末 <ul style="list-style-type: none"> ●教授会での除籍審議（教務課） ●除籍通知（教務課） ●納付金滞納者は、原則、前・後期末試験の受験資格がない。としているが、実際は受験させている。但し成績通知書の保証人宛発送の保留（納入確認後発送） ●卒業年度生については、卒業制作発表の停止。 *原則、上記の期日と定められているが、現実的には前期・後期共に年度末の3月31日まで納入を待って除籍としている。	前期：4月20日まで、後期：10月12日まで
教授会で審議決定	該当年度の3月31日

短期大学名	学費未納者への対応について	
	分納・延納期限	督促手続
文化学園大学 短期大学部	分納については、前期4月30日まで、 後期9月30日まで 延納については、その年度末の3月31 日まで	学事課より、督促状を本人の自宅に 送付。
東京農業大学 短期大学部	前期・年間分 ①6月末、 ②9月末、 ③1月末まで 後期 ①11月末、 ②1月末まで	1.前期・年間分 ①6月末未納者：経理課から督促。9月 末まで延納を認める ②9月末未納者：学事課で未納者リス トを作成し、各学科から督促・修学 意思確認→修学的意思有：1月末ま で延納を認める ③10月教授会：学費未納学生の除籍 承認→10月末日除籍処理 ④1月末未納者：学事課で未納者リス トを作成し、各学科から督促・修学 意思確認→修学的意思有：2月教授 会前までに納入した場合、未納リス トから除外 ⑤2月教授会：学費未納学生の除籍承 認→2月末日除籍処理 2.後期分 ①11月末未納者：経理課から督促。1 月末まで延納を認める ②1月末未納者：学事課で未納者リス トを作成し、各学科から督促・修学 意思確認→修学的意思有：2月教授 会前までに納入した場合、未納リス トから除外 ③2月教授会：学費未納学生の除籍承 認→2月末日除籍処理

学費未納者への対応について	
除籍／退学	最終納入期限
除籍については、その年度末の3月31日付けで 学費未納者のみ除籍される。 教授会での除籍審議(資料準備：学事課) 除籍通知書(教務課) 退学については、本人から退学の申し出のあ る日。 退学の手続き 本人→担任・副担任→教務課→ 教授会審議 退学通知書(教務課)	当該年度の3月31日まで
除籍／退学日：10月末日、2月末日 10月および2月の教授会で学費未納による除籍 を承認し、月末除籍処理(学事課)	10月および2月の教授会前まで 教授会前までに入金を確認できれば、学費未納 による除籍対象者から除く

短期大学名	学費未納者への対応について	
	分納・延納期限	督促手続
目白大学 短期大学部	春学期:5月末、 秋学期:11月末まで	督促1回目:春学期:4月下旬、秋学期: 10月中旬、法人経理部から郵送 督促2回目:春学期:6月上旬、秋学期: 11月中旬、学生支援部から郵送 督促3回目:春学期:7月上旬、秋学期: 12月上旬、学生支援部から郵送 学則による除籍可能性の説明
東海大学 短期大学部	分納制度は無 延納期限は 前期6月25日 後期11月25日まで	学費振込期限日に学費負担者宛に催 促の文書を送付(事務室学籍係) 学則に基づく除籍の説明・延納手続 きの説明(事務室学籍係) 指導教員による確認。
名古屋学芸大学 短期大学部	分納・延納期限:各期授業期間の最終 日まで	督促(分納・延納の未手続者) 学納金引き落とし(振り込み期限)期 日後の1か月以内に督促(経理課) ●学則による除籍の可能性の説明 (教務課) ●延納・分納手続きの説明(学生課)→ 「学納金延納・分納願」の提出 ●クラスアドバイザーによる経済状 況の確認(延納・分納手続き書類へ 捺印)
名古屋経済大学 短期大学部	正規の納付期限から90日後まで	総務部経理担当より、文書で督促(1 回目、2回目)上記2回の督促を行っ ても納付がない場合は、学生部より学 長名による除籍予告文書発送

学費未納者への対応について	
除籍/退学	最終納入期限
除籍/退学日:教授会での審議日 除籍1回目:3回の督促にも係らず教授会開催日 まで1円の納入もなかった学生 春学期:7月教授会の除籍審議、除籍通知 学生 支援部 秋学期:11月教授会の除籍審議、除籍通知 学生 支援部 除籍2回目:教授会開催日まで学納金全額の納 入がなかった学生 春学期:8月教授会の除籍審議、除籍通知 学生 支援部 秋学期:12月教授会の除籍審議、除籍通知 学生 支援部	除籍1回目、2回目についても夫々の教授会開催 日までであり、厳格に守られている。 ☆学納金の請求、1回目の督促までは法人経理 部がおこなうがそれ以降は全て学生支援部が行 う。 2回の除籍教授会審議に先立つ学務運営委員会 (学部長、学科長出席)にて学生支援部から学科 長あて当該学科の除籍予定者のリストを配布。 学科および学生支援部から電話などにて各保護 者から除籍についての了解を得ようしている。 経済的支援が必要である程度の成績の学生に 対しては給付あるいは貸与型の奨学金の紹介 を並行して行っている。
除籍日:前期4月1日 後期9月20日 教授会での除籍審議(事務室) 除籍通知(事務室) 定期試験においては仮受験とする。復籍手続き が確認され次第成績処理をする(事務室)	各期末まで 復籍金と共に学費の振込をする、復籍願いの提 出。 後期の納入期限においては、卒業・進級判定に 関わるので期日を検討する必要がある。
除籍手続(各期最終授業日の翌日) ●教授会の除籍審議(教務課) ●除籍通知(教務課) ●学外研修などへの参加資格の停止(含海外研 修) ●成績処理の停止、追・再試受験資格の停止(卒 業予定者:卒業認定教授会前日までの入金 が必要)	各期末まで 納入後除籍解除(教務課)
除籍/退学日:学費を納入した当該期末日 学生委員会で審議→学生委員会が教授会で提 案、審議、決定→除籍文書発送(学生部)	当該期末日まで

短期大学名	学費未納者への対応について	
	分納・延納期限	督促手続
名古屋短期大学	前期は4月1日～10日、 後期は10月1日～10日まで	納付期限を過ぎ、特別の事情がない限り督促状を3回送付(庶務会計課)、正当な理由もなく何ら連絡のない者について、教務課・学生課・ゼミ教員に報告し、納付期限から2か月後除籍催告書を送付(教務課)
園田学園女子大学 短期大学部	各期授業期間の最終日	<ul style="list-style-type: none"> ●振込期限日後で警告書送付日(6月20日/12月5日)までに2回督促(財務経理課) ●分納/延納手続きの説明(財務経理課) ●学則による除籍の説明(督促状に記載)(財務経理課)
武庫川女子大学 短期大学部	<p>延納申請期限:前期4月19日、後期10月7日まで(本学は分納制度なし) (実質的には延納期限日まで申請を受け付けている。)</p> <p>延納期限:前期6月30日、後期12月12日まで(前期については、日本学生支援機構奨学金振込の翌日まで待つ(7月12日))</p> <p>実際は、履修規程にあるように最終的に試験実施日までに完納できれば、受験、単位を認めている。 試験実施日までに納められなければ、遡及して休学、退学、除籍へ</p>	<p>(会計課→学生・保護者)1回目5月27日、2回目6月10日、3回目6月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●授業料未納で延納届未提出者には、会計課から督促状を送付。 <p>(会計課→学生・保護者)6月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●授業料延納願提出者に振込期限を通知。 <p>(会計課→クラス担任)1回目5月14日、2回目6月3日、3回目6月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任指導で納入を促す。また、家計困窮で奨学金の手当てができない場合は、休学(休学期間中は学籍管理料なし、復学費別途20,000円必要)、あるいは、退学を勧奨。授業料を貯めた上で復学を促す学生指導を行っている。 <p>(会計課)6月10日</p> <p>延納願未手続者、学費未納者に対しては、各種証明書が発行停止になること、期末試験が受験できないこと、最終的に期日までの納入がない場合には、除籍処分になる旨を通知。</p>

学費未納者への対応について	
除籍/退学	最終納入期限
学生課・ゼミ教員への指導確認後、教務課に報告し除籍手続きをする。除籍・退学日は除籍催告書の期限を過ぎた直近の教授会(開催日付)。	連絡があれば配慮される。
<p>除籍:除籍警告による納付期限の翌日または延納最終期限(9月末2月末)の翌日</p> <p>退学日:原則学期末</p> <ul style="list-style-type: none"> ●除籍警告書の発送(教務課) ●教授会への除籍報告(教務課) ●除籍通知(教務課) ●教授会の退学審議(教務課) ●退学通知(教務課) 	<p>除籍実施日から1か月以内まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教授会への除籍撤回報告(教務課) ●除籍撤回通知(教務課)
<p>除籍/退学日:教授会決定後、手続決裁完了後(会計課)</p> <p>前期7月12日、後期12月12日の振込がないことを確認した後、学生・保護者、クラス担任に学費未納の連絡。</p> <p>(クラス担任)</p> <p>学生指導(休学、退学の意味確認)、保護者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学生・保護者から意思表示があった場合 <p>(教務課)</p> <p>学生が担任と相談したことを確認して、休学・退学願引渡し</p> <p>(学生→クラス担任→教務課)</p> <p>休学・退学の願出、クラス担任確認印押印のうえ、教務課に提出</p> <p>前期は4月1日、後期は9月1日に遡り、休学・退学措置(3月31日、8月31日付、時に本人の希望がある場合は、その日が退学日)</p> <p>(その期間中に受けた履修、実習は無効)</p> <p>▲学生・保護者から意思表示がない場合(教務課)除籍公示(配達証明郵便での送付)</p> <p>→不服申し立て期間中の異議申し立てなし</p> <p>→除籍書類へクラス担任が確認印押印</p> <p>→教授会へ提議→承認になれば、手続決裁→決裁日をもって除籍</p>	<p>除籍後に学費を納入されても、無効にした実習単位、試験は認めない。再入学は可。</p>

学生生活指導・支援に関するアンケート

★実施時期：平成23年 7月5日(火)～30日(土)

★調査対象：会員短期大学343校

★回答校数：300校(回答率 87.5%)

回答にあたってのお願い

以下の設問で、選択肢が用意されている場合、「複数回答可」との表示がないものは、該当するもの1つを選んで、アルファベット記号を○で囲んでください。なお、「その他」を選ばれた場合、あるいは具体例などは、その内容をご記入ください。

〔大学主体の活動に関するアンケート〕

1. 今回の東日本大震災を経験し、貴学の危機管理についてお尋ねします。

1) 危機管理マニュアルはありますか。 a) 有 b) 無

2) 避難訓練はいつ、どのように実施していますか。下記の例を参考にお知らせください。

例：毎年、9月に2時限の一部と昼休み時間を利用し、実際に役割分担に従い学生を避難場所まで誘導している。また、安否確認シートの記入を行い所轄の消防署で、訓練の様子についての講評を行い、消火器の使用について実演している。訓練の規模は当日の授業参加学生を含んだ全教職員、約3,000名で、40分くらいである。

3) 今回の東日本大震災を教訓として、危機管理について全学で話し合われたこと、あるいは新たな取組みなどありましたら、お知らせください。

4) 節電対策として貴学が実施している具体的な取組みがあればお知らせください。

2. 教職員のスキルの向上について、お尋ねします。

1) 教職員としてのスキル向上について取り組んでいることはどのようなことですか。
(複数回答可)

- a) 学生対応スキル b) カウンセリングスキル c) 守秘義務の徹底
d) 対外ネットワークづくり e) 部下育成研修 f) 事務処理スキル
g) コミュニケーションスキル h) マネージメントスキル
i) その他 ()

2) 教職員としてのスキルアップのため、上記の項目などについて、学内で教職員研修を実施していますか。

- a) 実施している
b) 実施していない
c) その他 ()

3) 上記2)で「実施している」と回答された場合、その具体的内容・方法をお知らせください。

4) 教職員としてのスキルアップのため、学外の研修等に参加していますか。

- a) 出張命令により研修会等に参加している
b) 本人の希望(申請)により研修会等に参加している
c) 学外の研修会等には参加していない
d) その他 ()

5) 上記4)で学外研修等に参加していると回答された場合、研修後の報告(報告会)を実施していますか。

- a) 実施している b) 実施していない

6) 上記5)で「実施している」と回答された場合、どのような形でフィードバックをしていますか。具体的にお知らせください。

3. フレッシュマンキャンプについてお尋ねします。

1. 実施の有無 a) 有 b) 無 c) その他 ()
2. 上記1で「有」と回答された場合、以下の設問にお答えください。
- 1) 実施時期・回数 a) ____月に__回 b) ____月～____月に__回
- 2) 実施日程 a) 日帰り b) 宿泊 (泊 日)
c) その他 ()
- 3) 参加学生 a) 1年生希望者 b) 1年生全員
(複数回答可) c) 2年生希望者 d) 2年生全員
e) 3年生希望者 f) 3年生全員
g) その他 ()
- 4) 実施形態 a) 上記参加学生一括 b) 学科ごと c) 人数により分割
d) その他 ()
- 5) 引率教職員 (複数回答可)
a) 教員全員 b) 担任教員 c) 担当課職員
d) 教職員自由参加 e) その他 ()
- 6) 単位化の有無 a) 有 b) 無 c) その他 ()
- 7) 実施目的 (複数回答可)
a) 短大生活になれるため b) 友達作り c) 教職員との交流
d) 教育方針の理解 e) 上級生との交流 f) その他 ()
- 8) 実施費用 (一人当たり) _____円
- 9) 経費負担 a) 大学負担 b) 学生負担 c) 一部学生負担
d) その他 ()
- 10) 上記9)で学生負担(一部も含む)と回答された場合の徴収方法
a) 学納金に含めている b) 別途徴収 c) その他 ()
- 11) フレッシュマンキャンプを実施するに際し、スムーズに運営を行うための工夫や実際の問題点・課題などありましたら、お知らせください。

4. マナー教育の実施についてお尋ねします。

- 1) キャンパス内における学生のマナーについて問題になっていることはどのようなことですか。(複数回答可)
a) 授業中の私語や携帯電話 b) 喫煙マナー c) 迷惑駐車・駐輪
d) 服装 e) 言葉づかい f) その他 ()
- 2) マナー教育(指導)として、どのような取組みを実践していますか。お知らせください。

5. 卒業祝賀会(謝恩会)について、お尋ねします。

1. 卒業祝賀会(謝恩会)を実施(学科ごとも含)していますか。
a) 実施している b) 実施していない
2. 上記1で「実施している」と回答された場合、以下の設問にお答えください。
- 1) 一人当たりの費用はどのくらいですか。〈実費分〉 _____円
- 2) 徴収方法について
a) 学納金に含めている(代理徴収) b) 別途徴収
c) その他 ()
- 3) 企画・運営は誰が中心になって行っていますか。
a) 学生 b) 教職員 c) 学生と教職員合同
d) その他 ()
- 4) 貴学の卒業祝賀会(謝恩会)の具体的内容についてお知らせください。
〔実施日程…卒業式当日・別日、場所…学内・学外(ホテル等)
参加学生…全員・希望者、招待者、プログラム内容などについて〕

- 5) 貴学の卒業祝賀会(謝恩会)の運営についての問題・課題点などありましたら、お知らせください。

〔心身の健康に関するアンケート〕

1. 学生相談室について、お尋ねします。

1) 学生相談室を設置していますか。 a) 設置している b) 設置していない

2) 上記1)で「設置している」と回答された場合、以下の設問にお答えください。

① 学生相談室の相談員について

精神科医：・常勤 ____名 ・非常勤 ____名 (週 ____日)

相談員：・常勤 ____名 ・非常勤 ____名 (週 ____日)

② 相談室の開室時間(平日)： ____:____ ~ ____:____

(土曜日)： ____:____ ~ ____:____

3) 学生相談室の設置等で独自の取組み、工夫等がありましたらお知らせください。

(例 保健室の奥に相談室を設置し来室しやすくしている)

4) 四年制大学併設の場合の学生相談室について a) 共有で設置 b) 単独で設置

2. 保健室等について、お尋ねします。

1) 保健室等の構成員について

医師：・常勤 ____名 (____科) ・非常勤 ____名 (週 ____日)

看護師：・常勤 ____名 ・非常勤 ____名 (週 ____日)

2) 保健室等の開室時間(平日)： ____:____ ~ ____:____

(土曜日)： ____:____ ~ ____:____

3) 保健室等の設置等で独自の取組み、工夫等がありましたらお知らせください。

(例 保健室がたまり場になっている場合、滞留時間制限を設けている)

4) 四年制大学併設の場合の保健室等について a) 共有で設置 b) 単独で設置

3. 学生相談室、保健室と学生課との関りで運営上難しい点等がありましたら、お知らせください。

(例 学生課は相談員と守秘義務の観点から情報共有ができず困っている)

4. 心身の健康を増進するための新たな取組みや工夫等がありましたら、お知らせください。

(例 一人で食事をしたい学生の為に他の人と対面しないスペースを設置)

5. 心身の健康に関する研修会・講演会等について、お尋ねします。

1) 教職員に対する心身の健康に関する学内研修会・講演会等を実施していますか。

a) 実施している b) 実施していない

2) 上記1)で「実施している」回答された場合、以下の設問にお答えください。

①実施回数

a) 年1回 b) 年2回 c) 必要に応じて d) その他 ____

②内容(複数回答可)

a) 発達障がい b) うつ病(精神疾患) c) ハラスメント
d) 感染症 e) その他 ____

③講師費用等

a) 無料(教職員等のため) b) 3万円未満 c) 3万円～5万円未満
d) 5万円～8万円未満 e) 8万円～10万円未満
f) 10万円～15万円未満 g) その他 ____

3) 学生に対する心身の健康に関する学内講座・講演会等を実施していますか。

a) 実施している b) 実施していない

4) 上記3)で「実施している」とご回答された場合、以下の設問にお答えください。

①実施回数

a) 年1回 b) 年2回 c) 必要に応じて d) その他 ____

②内容(複数回答可)

a) 健康管理 b) 発達障がい c) うつ病(精神疾患)
d) ハラスメント e) 感染症 f) その他 ____

5. ボランティア活動について、お尋ねします。

1) 学内にボランティア活動を紹介する組織がありますか。

- a) 有 b) 無

2) 1) で「有」と回答された場合、以下の設問にお答えください。

① どこで紹介していますか。

- a) ボランティアセンターで紹介 b) 学生部で紹介 c) 就職部で紹介
d) 個々の教員が紹介 e) その他 ()

② 大学として活動先を把握していますか。

- a) 把握している b) 把握していない c) その他 ()

③ ボランティア活動に対する単位認定を行っていますか。

- a) 認定している b) 認定していない c) その他 ()

④ ボランティア活動に関して、保険(学研災・学研賠以外)に加入していますか。

- a) 加入している(加入保険名:)
b) 加入していない

⑤ 今回の東日本大震災に関するボランティア活動を紹介しましたか。

- a) 紹介した…(名) b) 紹介していない c) その他()

3) 学内で紹介するボランティア活動には、どのような内容のものがありますか。具体的内容をお知らせください。

Empty box for describing volunteer activities.

4) ボランティア活動に関して、問題点や意見があればお知らせください。

Empty box for problems or opinions.

6. 課外活動全般についての問題点や意見、特色ある活動等ありましたら、お知らせください。活動内容がわかるホームページ掲載があればURLアドレスを記載してください。

Empty box for extracurricular activities.

ご協力有難うございました。

【参考資料2】 学生生活に関する調査

学校番号

平成22年度
学生生活に関する調査
(日本私立短期大学協会実施)

1・2年生共通

NO. [] [] []

<お願い>

この調査は、皆さんの日ごろの学生生活の実態を知り、これからの学生生活を豊かで充実したものにすることを目的としています。あなたの考えや現在行っていることについて、ありのままに答えてください。なお、この調査は無記名であり、記入結果はすべてコンピュータで処理し、他の目的に使用することはありません。

<記入上のお願い>

- 1. それぞれの質問にあてはまる回答を、() 内に数に従って○印をつけてください。
2. 各質問項目の選択肢が必ずしもびったりしないことがあるかもしれませんが、比較的近いと思われる選択肢に○印をつけてください。

あなたの所属学科: 性別: 男 女
※性別は該当するところを○で囲んでください。

- 問1. 短期大学に進学した理由は何ですか。(2つまで)
問2. 学生生活のどのようなところに満足していますか。(2つまで)
問3. 学生生活の中で改善して欲しいことは何ですか。(2つまで)
問4. キャンパスは居心地がよいですか。(1つ)
問5. キャンパスの中で、あなたのお気に入りの場所はどこですか。(2つまで)
問6. 図書館を主にどのように利用していますか。(2つまで)

裏面に続く

問7. 短大教育の中で、より充実してほしいものは何ですか。(2つまで)

- | | |
|----------------|----------|
| 1 学科の専門教育 | 6 スポーツ教育 |
| 2 教養教育 | 7 マナー教育 |
| 3 資格教育 | 8 基礎学力教育 |
| 4 キャリア教育(職業教育) | 9 その他() |
| 5 語学教育 | |

問8. 今、授業以外で時間をかけているものは何ですか。(2つまで)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 クラブ・サークル・学友会活動 | 7 資格取得の勉強 |
| 2 ボランティア活動 | 8 就職の準備 |
| 3 進学・留学の準備 | 9 アルバイト |
| 4 語学の勉強 | 10 趣味 |
| 5 友人との交流 | 11 その他() |
| 6 スポーツ | |

問9. 学内のクラブ・サークル等に入りましたか。(1つ)

- 1 入った → 問9-1へ
2 入らなかった(入ったけれど辞めた場合も含む) → 問9-2へ

問9-1 入った理由は何ですか？(2つまで)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 友人づくり | 5 興味があつた |
| 2 思い出づくり | 6 以前から続けていた |
| 3 先輩・友人に誘われた | 7 技術を磨きたい |
| 4 就職に有利 | 8 その他() |

問9-2 入らなかった理由は何ですか？(2つまで)

- 活動にお金がかかる
- 学業・実習などが忙しい
- 就職活動に支障をきたすと思われるから
- 時間を束縛されたくない
- 通学に時間がかかる
- アルバイトのため時間がない
- 学内には入りたいクラブ・サークルがない
- 入るチャンスを逃した
- 団体行動や人間関係が苦手
- その他()

問10. あなたの今の健康状態はどのようなものですか。(1つ)

- 心身ともに健康で、学業にはまったく支障がない
- 時々身体の調子が不安定になるが、学業には支障がない
- 体調をくずしがちで、学校に通うのがつらい
- 精神的に悩み・不安を抱えているため勉強が手につかず、学校を休みがちである
- 病弱で、よく学校を休む
- その他()

問11. 今抱えている不安や悩み、気になっていることはどのようなことですか。(2つまで)

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1 学業のこと | 9 恋愛問題 |
| 2 進路のこと | 10 学費・生活費等の経済問題 |
| 3 就職のこと | 11 性格のこと |
| 4 健康のこと | 12 アルバイトのこと |
| 5 友人関係のこと | 13 将来設計のこと |
| 6 対人(人間)関係のこと | |
| 7 家族関係のこと | 14 その他() |
| 8 セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント | |

問12. 適切に提供して欲しい情報の内容はどのようなことですか。(2つまで)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 授業関連(休講・成績等)のこと | |
| 2 奨学金関係のこと | 6 課外活動のこと |
| 3 就職のこと | 7 留学のこと |
| 4 編入学のこと | 8 資格取得のこと |
| 5 諸施設の利用方法 | 9 その他() |

問13. やがて社会人になるために、特に身に付けておく必要のある基本的な生活習慣とは何だと思えますか。(2つまで)

- | | |
|---------------|----------|
| 1 時間厳守 | 5 身だしなみ |
| 2 目上の人に対する接し方 | 6 言葉遣い |
| 3 金銭感覚 | 7 挨拶の励行 |
| 4 公共マナー | 8 その他() |

問14. 将来「働くこと」についてどのように考えていますか。(1つ)

- 必要なスキルを身につけて、社会に貢献したい
- 適性を見極めて、一つの職場で長く勤めたい
- 転職を重ねても自分にあった仕事をつみたい
- フリーターでもいいと思っている
- 我慢してまで働くことはないと思っている
- 働くつもりはない
- その他()

問15. 今現在、就職活動を行っていますか。(1つ)

- 内定を得るため、活動している
- すでに内定を得たが、引続き活動している
- 内定を得たので、活動していない
- まだ活動していない
- 就職以外の進路のため、活動していない(しない)
- その他()

ご協力いただき、有難うございました。

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 末岡 熙章 | 名古屋経済大学短期大学部 理事長・学長(平成22・23年度 委員長) |
| 大谷 恩 | 名古屋短期大学 理事長(平成24年度 委員長) |
| 橋谷田 恵子 | 桜の聖母短期大学 学生部長 |
| 大橋 伸次 | 国際学院埼玉短期大学 学生部長・教授 |
| 幸田 和也 | 聖徳大学短期大学部 学生部長 |
| 本橋 正人 | 青山学院女子短期大学 学生課長 |
| 堀 美稚 | 大妻女子大学短期大学部 寮監長 |
| 柴田 弘子 | 杉野服飾大学短期大学部 学生課長 |
| 富永 紀子 | 戸板女子短期大学 学生部主任 |
| 高柳 和直 | 東京農業大学短期大学部 学生生活支援課長 |
| 小形 浩道 | 東京農業大学短期大学部 学生生活支援課長 |
| 古川 暁也 | 日本体育大学女子短期大学部 准教授 |
| 宇部 弘子 | 日本体育大学女子短期大学部 准教授 |
| 宮本 朱 | 文化学園大学短期大学部 学生課長 |
| 松村 敦子 | 目白大学短期大学部 学生支援部長 |
| 辻 昭 | 東海大学短期大学部 事務室長 |
| 水野 康隆 | 名古屋学芸大学短期大学部 学生課長 |
| 水口 美知子 | 名古屋経済大学短期大学部 准教授 |
| 内藤 智徳 | 名古屋短期大学 学務部次長 |
| 内田 康太郎 | プール学院大学短期大学部 学生課長 |
| 岡本 幸治 | 平安女学院大学短期大学部 学生部長代理 |
| 岸田 良三 | 園田学園女子大学短期大学部 学生課長 |
| 宗石 秀之 | 園田学園女子大学短期大学部 学生課長 |
| 竹腰 健吾 | 園田学園女子大学短期大学部 学生支援部課長 |
| 谷村 勇一 | 武庫川女子大学短期大学部 学生課長補佐 |

(職名は委員就任時の役職)

※本調査報告書の内容は、日本私立短期大学協会のホームページにてご確認ください。

発行

日本私立短期大学協会

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25

私学会館 別館内

電話 03(3261)9055

Fax 03(3263)6950

URL <http://www.tandai.or.jp/kyokai/>
